

脱植民地化と植民者

うえ だ きと こ
上 田 聰 子

目 次

序 論	36
第1章 フランス領アルジェリア	
第1節 第4共和制下のアルジェリア	37
第2節 フランス領アルジェリアの植民者社会	39
第3節 アルジェリア分離・独立戦争	42
第2章 アルジェリア独立	
第1節 エヴィアン協定	44
第2節 FLNの内紛	47
第3節 植民者の大量脱出	48
第3章 マイノリティとしての植民者	
第1節 アルジェリア国籍法と植民者	50
第2節 財産収用と植民者	51
第3節 フランスの対応	53
結びに代えて	55
注	55

序　　論

1962年7月3日、7年半にわたる独立戦争を経て、アルジェリアは、フランスから独立した。アルジェリアの独立過程は、多大な人命の損失をはじめとする甚大な被害を伴った激しい闘争の歴史であり、第4共和制が崩壊して第5共和制に移行するなど本国への波及効果もまた大きく、それ故、植民地独立という分野、特に旧フランス領植民地の脱植民地化においては、比較的多くの研究者の関心を集め、主としてアルジェリアの解放闘争及びそれと対応する本国内部の動きについて、これまで研究が進められてきた。

しかし、脱植民地を考える場合においては、行動主体として、最低、三つのものを考えなければならない。すなわち、解放勢力、本国（政府）、そして、現地の植民者である。特にアルジェリアは、移住（入植）植民地であり、現地植民者に注目する必要性はそれだけ高いものがある。独立以前、アルジェリアには人口の約1割にあたる、およそ100万人の植民者が居住していた。そこで社会構造は、植民者が一方的に優位に立っていた不平等なものであったが、しかし、植民者の約8割はアルジェリア生まれであり、彼らは、紛れもなく、アルジェリア住民の一角を構成していた。

彼らは、第四共和制期の間、議会などを通じてフランス本国の解放闘争に対する姿勢に決定的とも言える影響力を行使した。だがド・ゴールの登場と第五共和制の成立により、彼らが本国にもつていた影響力は、政治決定の場から遮断され、彼らは、脱植民地化過程における主体としての立場を喪失し、客体へと立場を大きく転換させた。

アルジェリア独立のポイント・オブ・ノーリターンをどこにとるかは、論者によって様々であり、1945年のセティフの虐殺を挙げる者も多いが、それを、最も短いタイムスパンで取るならば、恐らく、植民者からフランス本国の政治決定が自由になった第5共和制の成立の時点だろう。

そして、独立直前、100万人を数えたアルジェリアの植民者は、1962年の末の時点で約20万人まで

減少し、アルジェリアにおける植民者社会は、最終的には、ほぼ消滅した。

第2次世界大戦後の国際政治を考える場合、得てして世界が静態的に一定のパターンで国家（あるいは帝国）という法域に分割されているところを想像しがちであるが、現実の国際政治では、国家の外枠は、かなり伸縮を繰り返し、分離や（それと必ずしも明確な一線が引ける訳ではないが）植民地独立によって、新興国家が誕生し、新たな法域が区画されている。

これは、国際社会の単位としての国家の形成という視点で捉えられるだけではなく、新たなる国家の枠組みの中で、それを支えるとされる人間集団、すなわち、新たなネイションの形成の契機である。アルジェリアにおいては、国籍法をめぐる議論の中で、以前から存在していたネイションの復活という主張がなされた。しかし、それは、ある領域に居住する人間のどこまでをネイションとして統合するか、ということに対する一つの答えであるに過ぎない。

すなわち、植民者は、いずれのネイションに属すべきなのか？これが、脱植民地化、就中大量の植民者人口を抱える移住植民地の脱植民地化において、大きな問題として立ち現れてくる。先行して成立した国家の枠組みの中で、ネイションは、いかなる原理によって線引きされ、構成されるのか？また、脱植民地化という過程が、それに、どのような影響・特質を与えるか？アルジェリアは、それを見る上で、格好の対象であると言えるだろう。

新たに独立国となったアルジェリアのネイション形成原理については、林瑞枝の、「アルジェリアの独立と国籍問題」（『アジア経済』1981年2号、3号）の、アルジェリア国籍法を巡る議論の中に詳しいので、詳細はそちらに譲るが、アルジェリアのネイション形成は、普遍主義的な形をとらず、また、エヴィアン協定に定められた、国籍と居住、そして一定期間は市民権をも分離した居住と国籍に関するマイノリティ保護規定、及び財産権に対する保護規定も、実質上空文化した。

この小論では、これらの原因を解く鍵をアルジェリア独立の過程の歴史的展開の中に求め、脱植民地化の中で、植民者がどう扱われるかと共に、かつて、地上に存在したアルジェリア植民者社会の終焉を見て行くことにする。

何故、植民者はアルジェリアからいなくなってしまったのだろうか？

第1章 フランス領アルジェリア

第1節 第4共和制下のアルジェリア

第2次世界大戦の後、それまで世界を大きく規定していた植民地帝国は解体に向かった。フランス植民地帝国もその例外ではなくアルジェリアがフランス植民地帝国解体の潮流に合流した1954年、旧フランス帝国では、レバノン、シリア、ラオス、カンボジアが既に独立を遂げ、同年には、フランス軍がディエンビエンフーで降伏し、さらにマグレブにおけるアルジェリアの隣国、チュニジアとモロッコでは、ゲリラ活動が活発化し、チュニジアの内政の自治に関する交渉が始まった。

フランスの脱植民地化の中で最も難航したアルジェリア独立の過程は、このような状況の下、1954年11月1日、散発的なゲリラ活動の形で開始され、多大な損害をもたらしながら1962年の独立に至るまでの都合7年半の間続いた。

アルジェリアは、フランス植民地帝国の要的存在で、本国にとっての重要性は、他の植民地に比べて格段に高かった。アルジェリアは、1830年以来フランスの支配下にあり^{#1}、1848年からは、法的に本国の一部とされ、1954年10月31日に実施された人口調査では、98万4,031人のヨーロッパ系住民（フランス人93万4,052人、外国人4万9,979人）が居住し、その79%はアルジェリア生まれの2世以下の世代であった^{#2,3}。

アルジェリアからは、フランス本国の上下両院に議員が送られており、また、経済関係を取ってみても、1954年の時点で、フランス本国商品の第1の輸入「国」であり、また、フランスの輸入する產品の第3の輸出「国」であった^{#4}。

しかし、アルジェリアは、また、「六角形」と

は、一見して明瞭に異なる存在であった。アルジェリアは、フランス本土と地中海を隔てて南北に地理的に明確に区分され、言語はフランス語に対しアラビア語とベルベル語、宗教はキリスト教に対しイスラム教、そこには、地理・宗教・文化面における画然とした相違が存在していた^{#5}。

さらにこの相違は、単なる相違ではなく、差別・不平等と深く結び付いていた。

独立以前のアルジェリア内部においては、ヨーロッパ系植民者（所謂ピエ・ノワール）と、ムスリムの在来民の間に、歴然たる不平等が存在していた。当時、アルジェリアにおける人口の90%は、アラブ人とベルベル人が占めていたが^{#6,7}、彼らは、1881年の「原住民身分法」（1936年の人民戦線内閣の下で事実上廃止、1944年正式に廃止）でムスリム身分とされ、フランス国籍を保有するものとされてはいたが、市民権は、第4共和制に至るまで、認められなかった^{#8}。

第2次大戦後、世界的に平等思想が貫徹していく中で、このような、アルジェリアにおける植民者とムスリムとの不平等関係は、第4共和制下においても、基本的に変化しなかった。

まず、経済・社会的側面の不平等であるが、第4共和制下のアルジェリアの経済は、いわゆる植民地的「二重経済」、すなわち、近代的輸出部門と伝統的自給部門が、相互に殆ど関係をもたないまま、併存するという構造であった^{#9,10}。

近代的経済部門（フランスへの輸出を目的とした農・鉱業生産、及び第3次産業）に従事していたのは植民者で、特に第3次産業の就業人口が大きく^{#11}、一方ムスリムは、伝統的経済部門（自給自足的な農・手工業）に従事していた。そこでは、植民者の総所得が、4,140億旧フランであったのに対し、人口でその9倍のムスリムの総所得は、2,230億旧フランに過ぎなかった^{#12}。

また、アルジェリア全人口の7割を占める農業人口のうち、98%はムスリムであったが、これに対し耕作地の配分は、1950—51年の調査では、2万1,650家族の植民者の耕作地が220万ha（1家族当たり約100ha）^{#13}、一方で、ムスリムの54万2,000

家族の利用している耕地が460万ha（1家族当たり8ha），さらに，農村においては，ムスリム男子の半失業者（農業労働者他）が，1954年の時点で87万5,000人存在し，ムスリムの相当部分が貧困状態にあった^{#14}。独立後，農地改革が大きな問題として浮上してくることには，このような背景があった。

経済的な不平等構造と関連して，社会的にも，植民者の生活水準はヨーロッパ並，ムスリムの生活水準は，開発途上国並であった。例えば，教育に関しては，1950年において，植民者の文盲率が6.3%であったのに対し，ムスリムの文盲率は90.0%で，特に女性の文盲率が高く^{#15}，1954年，初等教育を受けているムスリムの児童の割合は約10%に過ぎず，中等教育課程に在籍していたのは7,000人，それ以上の教育課程に在籍していたのは，わずか383人であった^{#16,17}。

一方，政治面では，第4共和制期に入り，多少新たな展開が見られた。まず，第2次世界大戦中，アルジェリア入りしたド・ゴール派は，ムスリムの戦時協力の確保のために改革を行い，アルジェリアのムスリムのうち，一部のエリートには，1944年3月7日のオルドナンスによってムスリム身分を保持したまでのフランス市民権を即時に認め，残りのムスリムにも，市民権を約束した^{#18,19}。

1946年10月13日，フランス第4共和国憲法が制定された。アルジェリアは法的に，憲法60条で言うところの海外諸県（本国領土の延長）と位置付けられ，同憲法80条，82条で，ムスリム身分を保持したままの，フランス市民権が認められた。これにより，アルジェリアのムスリムには，一応，フランス市民権が認められることになった。

だが，これは，ムスリムに対する公的私的差別待遇の終了を意味せず，また，ヨーロッパ系市民が，政治面で特権的な影響力を行使するという構図に対する根本的な変更も加えられなかった。

新憲法を受けて，1947年9月20日に，フランス本国議会において，アルジェリア構成法^{#20}が採択された。この法律では，後にエヴィアン協定でも踏襲される，普通法上の民事身分市民と地方法身

分の市民という概念区分が導入された。すなわち，アルジェリアのフランス市民には2つの範疇があると定め，ヨーロッパ系市民及びムスリムのエリート（諸種の上級学校卒業者，官吏，各種議員，帰還軍人等）からなる第1の範疇と，ムスリム大衆からなる第2の範疇それぞれを選挙母体とする選挙制度が敷かれるようになった。1947年の時点で，それぞれの登録有権者数は，53万2,217人（うち，ムスリム6万3,194人），130万72人^{#21}であったが，市町村会（ヨーロッパ系2：ムスリム1）を除く各種議会には，双方から同数の代表を選出することとされた。アルジェリア構成法は，アラブ語の公用語への昇格，ムスリム婦人への参政権付与など様々な改革を行うことを定めていたが，改革は，同法で新たに設立されたアルジェリア議会の2/3の多数の承認を得て行われることになっており，議会の半数を占める植民者たちによって，改革案はことごとく否決された^{#22}。また，ムスリムに対して割り当てられた議席に対しては，厳しい選挙干渉が行われた。

アルジェリア分離・独立闘争が始まる1954年までに，議会を通じて合法的に漸進的改革を勝ち取り，ムスリムの地位向上をはかろうとする試みは，ほぼ挫折していた。

アルジェリアにおいて不平等構造が一向に改善されない一方で，時代は既に動いていた。

ムスリムの民族諸運動は，戦前は，大半がフランス内部における同権化を，その主たる目標として掲げていたが，第2次世界大戦を境に，民族的覚醒が高まり，アルジェリアの独自性の確認を求める主張が大きくなっていた。

^{オーナードクシー}平等思想が，正統教説として世界大に普及し，世界的な植民地帝国解体の趨勢の中で，民族的覚醒が急速な高まりを見せる一方，改革は跛行的に遅々として進まず，政治的回路の閉塞による未解決問題の累積が，ムスリムの相対的剥奪感を強めた。

既存の政治的回路が閉塞し，フランスとアルジェリア，ピエ・ノワールとムスリムの間の不平等構造に改善の可能性が見られない状況の下では，

ムスリムの間で自決による解決が、妥当かつ必要と考えられるようになるのは時間の問題であり²³、ムスリム民族運動の一部は急進化して、FLN（国民解放戦線）という無名の若手によって結成された組織によって、ついにアルジェリア独立闘争が勃発した。

アルジェリアの武力解放に帰着した改革の跛行の原因として、フランスに通念として存在した帝国意識は、あざかって大きかった²⁴。だが、他の旧仮領における脱植民地化と比較しても、アルジェリアにおける、フランス側の対応は、際立って硬直的である。

アルジェリアにおいては、これに限らず本国政府の側が一定の改革を行おうとしても、現地の抵抗によって、それが実現しない、または実現しても過小というパターンが歴史的に繰り返されていることに気づく。民族運動内部のダイナミクスを分析する前に、フランス領アルジェリアで、政治的回路が閉塞し、ムスリムの要求に対して、硬直した対応しか取ることができなかつた原因を、次の節で見て行くこととする。

第2節 フランス領アルジェリアの植民者社会

国家形成と、植民地化とは、必ずしも明確に区分されるものではない²⁵。アルジェリアの事例は、その境界線に近く、フランス領アルジェリアを、本国の一部（あるいは国内植民地）と規定することも、必ずしも不可能ではない。また、その独立を、分離と植民地独立の境界線上の事例だと言うこともできる。しかし、その性格を何と規定するにしろ、アルジェリアに、相当規模の植民者社会が存在していたことは確かである。したがって、アルジェリアは、植民地の分類ならば、移住植民地と呼ばれる範疇に入るだろう。

植民地は、アルジェリアのような移住植民地と、主として軍事的拠点の確保又は経済的利益（市場と資源・投資対象）をあげることを目的とした植民地に大きく二分することができる²⁶。もちろん、各国毎に植民地政策の傾向に若干の違いがあり、移住植民地であることが経済的関心を排除する訳

でもなく、また、多くの植民地は、拠点型と移住型の中間形態に属しているので、二分だけでは、話を若干単純化し過ぎるきらいがある。が、とりあえず理念型を描き出すなら、前者では、宗主国の人間は、行政官をはじめとして少数しかおらず、置かれる軍事力、行政機構も最低限であり、そこでは、しばしば間接統治の形が取られ、在来民のエリートが行政に携わる²⁷。一旦、本国の選好が変化した場合、そこで脱植民地化は容易である。

しかし、同じ脱植民地化と言っても、アルジェリアのような移住植民地の場合は、そこに居住する植民者の影響力の大きさのため、脱植民地化は遙かに困難である。移住植民地に大量に存在する植民者は、通常の政治局面でも、現地で在来民に対し保持し続けてきた優越的地位を失う恐れのあるような政治的措置には、あらゆる手段を使って抵抗を試みる。本国政府が、脱植民地化の方向へ足を踏み出す場合には、植民者による一方的独立や、本国政権の打倒の試みなどの叛乱がしばしば発生する。

この節では、移住植民地アルジェリアの植民者支配体制について述べ、フランスの対応の硬直性を現地に成立していた独特の政治・社会構造に求めていく。

Ronald Weitzerは、その著書 *Transforming Settler State* (1990) の第2章において、そのような政治・社会構造を植民者支配と呼んでいる。植民者支配とは、植民者が、母国から法的、または事実上独立し、在来民に対する政治的支配・優越的地位を要として組織した自統的国家・社会の特質を指す。彼は、植民者支配に当たるものとして、法的に独立している移住者国家(南アフリカ)，事実上の独立にある移住者国家（北アイルランド・ローデシア）を挙げている。

すなわち、そこでは、現地に移住した植民者によって植民地が自律的に支配されており、その利益に基づいた構造的不平等が、社会的に制度化されている。

ワイツァーは、安定した植民者支配には、3つの条件が必要であるとしている。第1の条件は、

政治権力や強制力の行使における本国からの自律性、第2は、在来民の政治的動員を妨げる、在来民に対する統制力^{注4}、第3の条件は、在来民及び本国に対する植民者内部の団結である。この3つの条件のいずれか1つでも危うくなつた場合、長期的には、植民者支配は危うくなるとされる。

ワツターナーの分類では、アルジェリアは、本国に従属する植民地国家であり、植民者支配には当たらないとされる。確かに、アルジェリアは、本国からの自律性は、ワツターナーが植民者支配として挙げた例に比べて、相対的に低く、また、単独で植民者支配を維持するだけの資源を持たなかつた。しかし、それを補うように、アルジェリア植民者は、かなりの程度まで本国の方針を自らの利害に適うように動かすことに成功し、アルジェリアでは、ある時期、その社会構造の維持継続の為に本国の資源を充てながら、事実上の自治（あるいは恣意）が成立していた。アルジェリアの植民者社会を記述する上で、植民者支配社会を引照することは、あながち、不適当ではないだろう。

まず、本国の政治過程においては、議会、及び内務省が、アルジェリアの植民者の利益を代弁する機関として働いた。議会においては、アルジェリア選出、及びそれと連携関係にある議会の有力政治家が、本国政府の準備したアルジェリアにおける改革を葬るという構図が、第3共和制期から成立しており^{注5}、これは、第4共和制にも引き継がれ、植民者は、いわゆる北アフリカロビーを、その利益の本国での代弁者としていた^{注6}。

次いで、軍事・行政面であるが、一般に移住植民地では、在来民に対する支配を確保する為に、強力な行政機構と強制力が配置され、それらは、本国政府ではなく、植民者のコントロールを受け傾向にある。

行政面では、アルジェリアの植民地行政府は、本国の方針よりもアルジェリア現地植民者の意向を優先し、むしろ、植民者の利害の、本国への代弁者であった^{注7,8}。

また、軍に関してであるが、1954年の時点で、アルジェリアには5万人規模のフランス軍が駐留

していた。アルジェリアでは、植民者支配の成立した英領時代のローデシアや南アフリカなどと違つて、独自の植民地軍は編成されていなかつたが、アルジェリア駐留フランス軍と、植民者との間には、同盟関係が成立していた。軍は、フランスのアルジェリアという点で植民者と一致しており、最後に残つた植民地を死守する構えを見せていた^{注9,10}。

第2次大戦を境に、特にアルジェリアでは、軍が再び政治化する傾向を見せていた一方^{注11}、第4共和制下の権力の割拠性もあって、本国においては文民統制が混乱し^{注12}、その後1956年以降、軍は、本国政府の命令にも服さないようになつた。アルジェリアのフランス軍に対する統制の回復は、後に政権についたド・ゴールの大きな課題であった。

以上のように、アルジェリアでは、現地の問題に関する植民者に相当程度の自律的な決定権が存在しており、それは、本国の政治過程において植民者に不利益と思われる政策を阻止する勢力の存在、植民者の利害に沿う形で行われた現地行政、及び安全保障に直接係わる軍との同盟関係によって担保されていた。

では、彼らの維持しようとした植民者支配とは、実態としてどの様なものであつただろうか。

植民者支配の本質は、端的に言えば、植民者による政治システム独占と、植民者が排他的繁栄を享受する、不平等な社会経済秩序よりなる。第2次世界大戦後、国際的に平等思想の貫徹して行く中で、このような不平等構造を維持することは困難であり、植民者支配体制は、最終的には崩壊していく。

植民者支配の成立している移住植民地は、コミュニティに分断されたカースト社会であり、カースト間の関係がどのようなものになるかは、人口比や、強制力と他の社会的コントロールとのバランス、その他の変数によって変わつくる^{注13}。

そこでは、支配階層たる植民者の間のエスニック的出自や階級と言つた内部的亀裂は2次的な問

題となり、数において勝る在来民、及び本国からの圧力に対し、強い結束を見せる。アルジェリアの植民者は、フランス本国出身者の子孫はむしろ少数派であったが、結束の必要は、「ラテン諸族の増塙」¹⁴から、「フランス人よりもフランス人らしい」アルジェリア植民者階層というものを生み出した¹⁵。

植民者が多数派である場合には、在来民に政治的権利を付与しても、植民者による支配の基盤は揺るがない。しかし、植民者が少数派である場合には、意味ある政治参加から在来民を排除するには、明白な差別の形で、法的政治的に特権を維持し、在来民の市民権を限定し、抑圧的手段が取られることになる。

このような強権的な体制の下では、たとえ、植民者の間で内部的な民主主義が存在することがあっても、眞の意味での平等、多数支配は、あり得ない。こういった状態は、反民主主義イデオロギーの温床であり、容易に権威主義へと結び付く¹⁶。

アルジェリア植民者は、所得的に本国平均よりも20%低く¹⁷、その大半は、小商人、職人、労働者といった下層中産階級に属しており、本来ならば左翼政党の支持層であった¹⁸が、アルジェリアにおいて左翼政党は一般に衰微していた¹⁹。植民者は、従来、政治的には植民者の名士に政治を任せ、そのリーダーシップに従うというパターンを取っていた。しかし、それがうまく機能しなくなつてからは、植民者の間に「政治」不信が広がり、アルジェリアでは右翼的運動が盛んになった。

もともとアルジェリアは、第2次大戦中、ヴィシー派の牙城であった。1953年以降、フランスで活発となるプジャード運動²⁰は、アルジェリアでも大きな力を持ち、プジャード運動の第1回大会はアルジェで開かれている。北アフリカ＝アクション・フランセーズ²¹のような、より破壊的目的を持った運動へ参加する植民者もあり、アルジェリアは、フランス右翼運動の見本市といった様相を呈していた。

移住者と在来民の間の緊張を内部にはらんだ、

独特の社会が形成される移住植民地では、一般に、植民者は、在来住民との力関係に敏感であり、相対的力関係における弱体化を恐れ、在来民の権利拡大に抵抗する。その背後には、不安定化に対する警戒の他に、在来民の期待の上昇が社会経済的平等要求を招くことに対する恐れや、在来民に対する劣等視²²などもあわせて存在する。植民者が人口的に少数である場合ほど、その反対は強硬である。植民者は、どのような譲歩も、最終的には現地における在来民の政権誕生へつながり、一旦在来民の手に権力が渡れば、現地を追われ、「海に追い落とされる」という根強い恐れを抱いている。植民者にとって、その土地は、自らの故地であり、実際、アルジェリアの植民者の約8割が現地生まれであった²³。移住植民地の植民者の間では、在来民に対する優越的立場を確保することが、最優先課題であった。

アルジェリアをはじめ、移住植民地において、改革がしばしば遅きに失し、また過小なものとなるのは、植民者が、政治面で譲歩し、在来民の権利の拡大を認めることに対し抵抗するからである。アルジェリアにおいてムスリムの民族運動の急進化を招き、最終的に独立戦争に帰着することになった改革の跛行の背景に働いていたのは、このような作用であった。

さて、1954年、ムスリムの武力闘争が開始されるにあたり、独力ではそれに対処しえないアルジェリアの植民者は、アルジェリアは「フランスの一部」であると喧伝し、本国からの支援を引き出そうとした²⁴。彼らは、既存の回路を通じて、本国の政治過程に多くの撃肘を加え、本国を、ある時期までは、アルジェリア植民者の利益に従属させることに成功した²⁵。

やがて本国が、アルジェリアを精算する方向へ向かう徵候を見せる様になると、本国の支えなしには植民者支配を維持できないアルジェリアの植民者は、その地理的凝集性にもかかわらず、本国の影響力の遮断（分離）という手段によって体制を維持するのではなく、逆に本国を、アルジェリアに一体化させ、その資源をもってアルジェリア

の状況を打開することを試みる。

1958年5月13日、アルジェリアで、第4共和制に代えて、フランス本国に権威主義体制を敷くことを目的とした叛乱が起きた。

だが、この試みは、途中でド・ゴールに乗っ取られ、第5共和制が成立する。

そして、成立した第5共和制の下で、アルジェリアの清算が進められて行く。

第3節 アルジェリア分離・独立戦争

1954年、アルジェリアの独立闘争が開始された時点で、アルジェリアにはおよそ三系統の民族主義勢力があった。

第一の勢力は、西欧型議会制民主主義にコミットした、改良主義的な勢力であった。彼らは、世紀転換期の「青年アルジェリア人」^{#1}の自由主義的近代主義の系譜を引き、戦間期には、ムスリムの政治的地位向上を求めるムスリム議員連盟を作っていた。ムスリム議員連盟の支持層は、フランス式の教育を受けたムスリムの中産階層で、「エヴオリュエ開化民」と呼ばれていた^{#2}。ムスリム議員連盟は、アラビア語の公用語化と、ムスリム身分を保持したまでの法的政治的同権化を目指していた。第2次世界大戦後は、単なるフランスへの統合ではなく、フランスと連合した民主主義的アルジェリアを目指す「アルジェリア宣言民主同盟(UDMA)」が新たに結成され、合法活動を行っていた。この派の指導者は、フェルハト・アバスであった。

第二の勢力は、宗教勢力である。戦間期、イスラム教勢力は、伝統主義派と改革派の二つの傾向に分かれていたが、改革派は、東アラブのイスラム復興運動、すなわちイスラム本来の価値・精神の復興と、西洋の技術・制度の理解と導入と共に掲げる、近代におけるイスラム改革運動の影響を受け、1931年、「アルジェリア・ウラマー協会」を設立した。

イスラム改革派は、フランスの推進する「同化政策」を、宗教とアイデンティティに対する脅威と見なし、また、フランス当局が植民地統治の上

で利用した聖者崇拜^{#3}を、純粋なイスラム教に反するものとして排撃した。イスラム教の改革と並行して、イスラム改革派は、イスラム教・アラビア語の教育を行い、彼らの間に育ったナショナリズムは、やがて政治的方向に向かった^{#4}。

独立闘争を開始したのは、第三の勢力の、1926年にパリにおいて結成された「北アフリカの星」の系統に属する運動である。「北アフリカの星」は、独立と社会主義的改革、そしてイスラム教を掲げており、その中心的人物は、メッサーリであった。「北アフリカの星」の系統に当たる団体は、非合法化されても、また設立され、「アルジェリア人民党(PPA)」(1936)、「民主的自由勝利のための運動(MTLD)」(1946)などが、この系譜を引く団体であった。

MTLDは、合法団体であったが、他方では、MTLDの指令を受ける非合法的軍事機構である「特別機構(OS)」(1947)を組織し、ここには、若手の活動家が集まっていた^{#5}。1950年、OSは当局に摘発され、組織としては、一旦壊滅した。

OSが当局に摘発されるに及び、MTLDの中央委員会は、直接行動よりは合法的手段を取り、特別組織を解散しようとする稳健派で占められることになった。国民解放の為の戦争を起こす客観的条件は、未だ無いというのが、MTLDの指導部の見解であった。しかし、旧OSのメンバーは、OSの再建だけでなく、政治的行き詰まりへの唯一の代替策として武装闘争の準備を真剣に考えることを主張し、圧力をかけつづけた。

1953年4月のMTLDの会議において、中央委員会と党首メッサーリとの間で深刻な対立が起つた。MTLDは分裂し、一般党員はメッサーリを支持し、党組織の幹部は中央委員会を支持した^{#6}。この対立では、旧OSの活動家は、中立を保った。

旧OSのメンバーは、1954年、「統一と行動のための革命委員会(CURA)」を組織した。彼らは、さらに国民解放戦線(FLN)という名で政治組織を結成し、その下で武力闘争を行う国民解放軍(ALN)を組織して、単独で武力蜂起を行った。

FLNが、武力闘争開始にあたって出した、その

政治綱領とも言うべきFLN宣言においては、あらゆる社会階層、あらゆる政党・運動に、FLNと解放闘争への参加が呼びかけられ、一方、独立後の政治体制、経済構造に対する言及は存在しなかった。FLNが社会改革を明確な目標として掲げたのは、1956年8月のスマム会議以降である。また、FLN宣言においては、アルジェリアというナルなシンボルが強く打ち出され、アラブ、イスラム教といったシンボルへの言及は相対的に少なかった。

1954年11月1日、散発的なテロ行為の形でアルジェリアの分離・独立闘争が開始された。これは、ムスリムの民族運動各派の指導者の全く予期しないところだった。

当初、フランス側は、事態を、それほど深刻なものと受け止めてはいなかった。チュニジアやモロッコでは、既にゲリラ活動が活発化しており、アルジェリアの事態も、その一環として捉える見方が一般的であった^{#7}。実際、当初FLNは組織として弱体であり、孤立した各地区が、かろうじてバラバラに活動を行っているだけであったから、植民地当局には民族運動の稳健派と手を組み、FLNをムスリム大衆から孤立させるという選択肢もあり得た^{#8}。

しかし、植民地当局は、治安回復のための強圧的弾圧を求める植民者の声に押されたこともあり、無関係なムスリム市民に対し連帯責任を課し、無差別な弾圧を行った。闘争の当事者は、始めはFLNのメンバーや、軍・警察であったが、植民者による民兵が結成され、後にはそれが拡大し、一般市民が、殺傷されるだけでなく、殺傷する側にまわった。相手側からの憎悪と敵意を受けて、それ以前は相手側に対し寛容であった者すら、相手に憎悪と敵意を抱くようになるという悪循環が起こった。

このような状況を前に、1956年までには、MTLDの中央委員会派（中央委員ベン・ヘッダら）、解散して合流したUDMA（フェルハト・アバスら）、同じく解散して合流したウラマー協会（テウフィク・エル・マダニ）、アルジェリア共産党（事

実上解散し個人参加）等、民族運動の諸派がFLNに合流した^{#9}。

FLNは、民族運動の多様な勢力を結集することには成功したが、反面、多様な勢力が、その自律性を保ったまま、FLNに参加した為、闘争の形態の影響とあいまって、FLNは極めて集権性に乏しく、単一の組織体と呼べないようなものとなり、これが一旦独立の展望が開けてくると、FLNの内部対立を引き起こす一つの原因となった。

FLN内部の対立は、まずFLNの国内指導部と在外代表部との間で生じた。両者の対立は、ベン・ペラをはじめとする在外代表部の主立った人物が、56年10月にフランスによって逮捕された為、それ以上拡大しなかった。しかし、国内指導部も、アルジェリア国内の状況の悪化、具体的には57年の「アルジェの戦い」で、アルジェのFLNの機能が停止したのに伴い、国外（チュニス）に移動した。

FLNの軍事活動は、1956年が頂点であり、それ以降は、フランス側の徹底した鎮圧によって、軍事的活動は、表面的には下降線を辿った^{#10}。だが、活動自体は継続し、さらに、国外世論に訴えることに成功した。1958年9月、フェルハト・アバスを首班とするアルジェリア共和国臨時政府（GPRA）がチュニスにおいて樹立され、これが、アルジェリア独立交渉において、ド・ゴールに対する、もう一方の当事者となつた^{#11}。

GPRAは、当初、UDMAの影響力が強かったが、ド・ゴール政権との交渉が続けられている渦中の1961年8月9日から27日のCNRAで、それまで閣外にあったベン・ヘッダ（55年にFLNに合流、国内で活動に従事した後、57年国外脱出）が、フェルハト・アバスに代わって首相の座につき、MTLD中央委員会の影響力が大きくなつた^{#12}。フランスとアルジェリア共和国臨時政府の糾余曲折を経た交渉は、彼と、ベルカセム・クリム副首相兼内相（OS出身、CURA、FLN草創期からのメンバー）、サード・ダーラブ外相（MTLD中央委員会派）の主導の下に、1962年の3月の、エヴィアン協定調印に到達する。

62年4月8日の、フランスの国民投票で、エヴィ

アン協定は9割以上の支持を受け、元アルジェリア議会議長ファレースを首班とする暫定行政政府の下に^{#13}、独立アルジェリアへの移行が管理されることになった。

第2章 アルジェリア独立

第1節 エヴィアン協定

移住植民地の独立においては、そこに居住する大量の植民者の処遇が、問題となる。新しい独立国家において、彼らはどう位置付けられるのだろうか。

1962年3月18日、フランス政府とアルジェリア共和国臨時政府（GPR）との間で、アルジェリア独立に関するエヴィアン協定が調印されたが、その交渉過程においても、アルジェリアに居住する植民者の処遇は、大きな争点の一つであった。

アルジェリア側は、ヨーロッパ系市民が、アルジェリア国籍を選択することは認めるが、「単一のアルジェリア人民」という考えに基づき、ヨーロッパ系少数派に対する特別待遇を行わないことを主張した。

一方で、植民者の多くがアルジェリアに留まることを想定していたフランス側^{#1}は、植民者に関する保護規定を盛り込もうとした。

エヴィアン協定は、双方の妥協の産物として成立した。以下がその概要である^{#2}。

1. 「国民」の範囲の確定

エヴィアン協定一般宣言

第2章 [独立と協力] A アルジェリアの独立

II 個人の権利、自由その保証

2. 普通法上の民事身分を持つフランス市民に関する規定^{#3}

- (a) アルジェリア国籍法の枠組みの中で、普通法上の民事身分を持つフランス市民の法的立場は、次のような原則によって規定される。自決の日より3年の期間、普通法上の民事身分をもつフランス市民で
—アルジェリアに生まれ、自決の日に、アルジェ

リア領土に10年の恒常的で正規の居住を証明する者

—自決の日に、アルジェリア領土に10年の恒常的で正規の居住を証明し、父か母がアルジェリアで生まれ、公民権を行使する条件を満たす、あるいは、満たしたであろう者

—自決の日に、アルジェリア領土に20年の恒常的で正規の居住を証明した者

は、その事自体で、アルジェリアの公民権を享受し、それに応じて、アルジェリア公民権を行使するフランス国民と見なされる。

アルジェリア公民権を行使するフランス国民は、同時にフランス公民権を行使することはできない。

前述の3年の期間の終了に当たり、彼らは、選挙人名簿への登録、または、登録の確認の要求によって、アルジェリア国籍を取得する。この要求をしなかった者は、居留協定の恩恵を受ける。」

現在、地球上に、一つの国家が、新たな法域として成立する場合には、その国民の外郭を確定する必要が生じる。国民国家と言った場合、論理的には国民（nation）が、国家（state）の成立に先行していなければならないが、実際には、国家（state）が先に成立し、その後、その内部に存在する人間の間に線引きが行われる事が珍しくない。

国籍法についての権限は、各国に委ねられている^{#4}。国連の人権宣言（1948）は国籍の恣意的な剥奪と、国籍変更の禁止を禁じている^{#5}が、人権宣言は、脱植民地化を想定したものではなく、実際には、地理的な変更による国籍の問題は、多くが、当事国の間の協定によって解決され、第三国（state）の権利が侵害されない限り、一般原則から離れて自由に決めることが可能である^{#6}。

エヴィアン協定は、アルジェリア構成法において採用された、普通法上の民事身分と地方法身分の間の区分を踏襲し、普通法身分の者に関しては、一定の要件を満たすものに、いずれかの国籍を選択することを認め、アルジェリアの国籍を選択し

た場合には、アルジェリア国籍法の規定に沿って処理されること、また、フランス国籍を選択した場合には、特別な地位をもつ外国人として処遇され^⑦、居留協定によって保護されることを規定している^⑧。また、3年の考慮期限の後に、アルジェリア国籍を選択しなかったアルジェリアのフランス人は外国人と見なされることもあわせて規定している。

国籍と公民権（参政権）と居住は、必ずしも一致するものではないが、エヴィアン協定では、過渡的に、アルジェリアのフランス人の国籍と公民権・居住の分離を認め、3年の選択期間中は、フランス国籍を保有した状態で、アルジェリア公民権（選挙権）を行使することができるとしていた^⑨。

後に、アルジェリア国籍法との関連で、問題となるのは、アルジェリア国籍取得の手続きであるが、それに関しては、論文の第3章第1節において、後述することにする。

2. 政治面

保証に関する宣言 第2部

第2章 普通法上の民事身分のアルジェリア市民の権利と自由の保護

「普通法上の民事身分のアルジェリア人に、身体と財産の保護、及びアルジェリアの生活への調和的参加を確保する為、この章に列挙された措置が規定される。」

第1項 普通法上の民事身分のアルジェリア人は、法的にも、事実上も、他のアルジェリア人に認められたものと同じ扱いと、同じ保証を享受する。彼らは、同じ義務に服する。

第4項 普通法上の民事身分のアルジェリア人は、アルジェリアの一般的な問題、及び、地方公共団体、公的機関、公企業の双方に関し、公共の問題の運営にあたって、正当な参加権を持つ。

すべてのアルジェリア人にとって共通の单一の選挙母体の枠組みにおいて、普通法上の民事

身分のアルジェリア人は、選挙権、被選挙権を持つ。

第5項 普通法上の民事身分のアルジェリア人は、すべての政治・経済・社会・文化議会において、公正かつ真に代表される。

第6項(a) 政治議会及び行政議会（地域・一般・自治体委員会）において、彼らの代表は、人口比より小さくはならない。この目的のため、それぞれの選挙区では、取られる投票方法にかかわらず、普通法身分のアルジェリア人候補者のために、その選挙区の普通法身分のアルジェリア人の比率に応じて、一定の議席が確保されなければならない。

(b) 経済・社会・文化議会においては、彼らの代表は、彼らの精神・文化的利益を考慮しなければならない。

エヴィアン協定の規定では、植民者の選挙・被選挙権は、単一の選挙母体において行使され、また、植民者がアルジェリア国籍を選択した場合には、能力に応じて一切の役職に就くことができるとしている。アルジェリアの（政治・行政の）各議会では、人口比に応じた議席数が確保され、そこでは固有の代表を享受することができる^⑩こともあわせて規定されている。

3. 経済面

一般宣言第2章A-II-2

「財産権は尊重される。いかなる収用の手段も、あらかじめ定められた正当な補償が保証されることなしには取られない。」

経済援助と資金協力に関する原則の宣言

前文

「フランスとアルジェリアの間の経済資金問題における協力は、条約に基づき、以下の原則に従う。」

1. アルジェリアは、フランスの利益と、個人の既得権及び法的実体を承認する。

2. フランスは、その代わりとして、アルジェリアに技術・文化援助を与えることを認め、その経済・社会的発展に対して、アルジェリアにおけるフランスの利益の存在の程度によって正当化される、好ましい貢献をなすことを認める。

3. これら相互的保証の枠組みの中において、フランスとアルジェリアは、特に貿易と通貨に関し、特恵的な関係を維持する。」

第4章 既得権と既存のコミットメントの保証 第12条

「アルジェリアは、自決の日以前にその領土において獲得された既存の財産権の自由で平和的享受を、差別なしに承認する。あらかじめ定められた正当な補償なしには、これらの権利は奪われることはない。」

第13条

「農地改革の枠組みにおいて、フランスはアルジェリアに、フランス国民の保有している財産権を一部、または全てを買い戻すことに関し、特別な援助を行うことを認める。

相当のアルジェリア当局によって作られた買い戻し計画に基づき、通常のフランスによる財政的援助と区分された、この援助の条件は、アルジェリアの社会経済政策の執行に一致するよう、2国間の合意によって決定される。」

エヴィアン協定は、フランスからの経済援助と引き換えに、アルジェリアは、既得権の保証と、接収・国有化・農地改革への公正な補償という原則に基づき、アルジェリアにあるフランスの財産について、経済的保証を承認する、としている。農地改革の必要性はフランス側も認め、土地の回収は、アルジェリアの法律に基づき、アルジェリア国家の責任のもとに、経済的基準に従って、差別なく行われるとされる。また、アルジェリア国家は、公共部門に対し管理を行い、その他の商業についても国家の参加を強化することができるという内容である。

また、エヴィアン協定では、文化面における固

有性の尊重と、保護のための諸機関の設立が規定された。

以上が、エヴィアン協定の概要であるが、エヴィアン協定の定めた少数者保護に関する協定は、その大部分が、実質的に空文化した。

GPRAは、エヴィアン協定を守る姿勢を見せていました^{#11}。ベン・ヘッダラ、協定締結時におけるアルジェリア側の代表は、「暫定的な便法」として、エヴィアン協定を弁明した。「これらの協定は革命的な妥協そのものである。そこで、GPRAは、二次的な面については柔軟であることによって、革命の鍵となるものを救ったのである。」^{#12}。

だが、独立闘争を戦って来た人間にすれば、植民者の特権の終了こそ、これまで目指して来た目標であり、植民者に対する特別の地位を認めたエヴィアン協定は、そこからの明らかな逸脱だった。

経済面からいっても、当時、指導者レベルにおいても、大衆レベルにおいても、経済の国有化(nationalisation)^{#13}がアルジェリアの独立の一つの目標であり、その点からすれば、エヴィアン協定は、植民者の特権を剥奪し、アルジェリアの経済を掌握する「経済面での主権の回復」^{#14}を阻む、障害物でしかなかった。

ここにおいて、ALN(国民解放軍)の参謀本部、ベン・ベラ、FLNの理論・宣伝を担った40人程の知識人^{#15}、旧UDMA系などの勢力は、エヴィアン協定への反対を旗印として、反GPRA連合を結成しGPRAの追い落としをはかった。

だが、反GPRA派に結集した諸勢力にとって、最大の関心は、エヴィアン協定それ自体ではなく、GPRAからの権力奪取にあった。FLNは、もともと一つの政治体としての実態をもたず、その旗印の下に集った多くの、相互に自律性の高い、得てして対立しがちな諸勢力の連合体^{#16}であった。そこでは、潜在的には常に主導権争いが行われていた。反GPRA派に集まった勢力も、反GPRAという点では共通しているものの、その内部は、様々な出身・経歴・主義をもつ諸勢力の複合体で、中央委員会派によってGPRAから追い落とされた形

となつたUDMA系が、自らがGPRAの主流を占めていた当時は妥協に積極的であったにもかかわらず、反GPRA派の連合に与していることは、彼らの結節点が、イデオロギー的原則よりは、権力獲得の為の実利的関心にあったことを示していると言つてよいだろう。

この時期、独立闘争の過程を経て、独自の勢力としてALN（国民解放軍）と、宣伝・綱領を担当した若手のイデオローグが新たに台頭し、FLN内部の勢力地図は、以前よりも、より複雑なものとなつてゐた。イデオローグたちは、CNRA（アルジェリア革命国民評議会）メンバーや交渉者として、かなりの影響力を持つようになつてゐた¹⁷。

だが、エヴィアン協定を足掛かりとして、GPRA追い落としの中心となつたのは、ブーメディエン率いるALN（国民解放軍）の参謀本部¹⁸であつた。

軍は、もともと闘争を実際に担つて來た自分たちが、アルジェリアの実権を握るべきだと考えており¹⁹、自分たちの犠牲を無にするものとして、フランスへの妥協に反対する姿勢を見せてゐた²⁰。

闘争の終わり頃には、軍人は、国外軍を統括する参謀本部（参謀長ブーメディエン）、国内各軍管区の指導者とも、政治的な実力を持つに至つてゐたが、にもかかわらず解放勢力の公の機構の中では、限定的な地位しか与えられておらず、そういう点からもGPRAへの不満は強かつた。特に参謀本部は、この時期、高度の自立性を備えており²¹、エヴィアン、ルグランの交渉に代表を派遣していたが、61年8月以来、GPRAと対立し²²、最終的に協定の妥結したRoussesの交渉には、代表を派遣しなかつた。

旧OSのメンバーで、初期のFLN幹部の一人でありフランスに拘留されていたことで形而上の影響力をもつていたベン・ベラは、反GPRA勢力が1つに収斂していく過程で、参謀本部と提携関係を結び、その中の中心的地位を占めることに成功した^{23,24,25}。

GPRAは、FLN全体に対する統制力を欠き、ま

た、その国内掌握力も低く²⁶、反GPRA連合に対し有効に対処し得なかつた。

第2節では、反GPRA連合が形成されていく過程と、それとGPRAとの力関係を軸に、独立までの推移を見て行くこととする。

第2節 FLNの内紛

エヴィアン協定が締結され、アルジェリア独立が確定的になった時点で、それまで共同戦線をからうじて保つて來たFLNの諸集団は、アルジェリア独立という共通の目標を失い、FLNの分解が始まつた。

エヴィアン協定は、それ以前から深刻であったFLN内の各勢力間の政争の具となつた。

一体に、条約が空文化する状況としては、締結者にもとから履行の意志がない場合、合意された内容について双方に誤解があり、一方から見て協定の内容が履行されない場合、締結時の条件の変化等、様々な場面が想定される。

エヴィアン協定の空文化の場合に関しては、まずはじめに、政権担当者の交替があずから大さかた。と言うよりも、エヴィアン協定自体が権力闘争の具となり、協定締結者の追い落としに利用されたと言う方が正しいだらう。

GPRAは、エヴィアン協定締結のかどで批判されたが、反面、エヴィアン協定がGPRAによって締結された為、批判されたという部分もない訳ではない。

協定締結以前から、既にGPRAと参謀本部との対立は生じていたが、GPRAに協定調印の権限を与えた2月のアルジェリア革命国民評議会（CNRA）は紛糾し^{1,2}、また、エヴィアン協定の批准の際にも、「ほぼ全会一致」の中で出た4票の反対投票のうち3票が、参謀本部の票であった。

FLNの内部対立は、次第に深刻なものとなっていき、対立収拾の努力はなされたものの、その激化をくい止めることはできなかつた。

1962年5月25日から6月7日にかけて、リビアのトリポリで独立後に向けCNRAが開かれたが、ここにおいて、GPRAへの不満分子は、参謀本部

の周囲に結集し、エヴィアン協定に対する批判が噴出することになった。この会議は、エヴィアン協定を正面から否定こそしなかったものの、その「新植民地主義的」性格（植民者への特権付与、フランスへの経済的・文化的従属、フランス軍の駐留継続）が糾弾され、同協定、及びそれを締したアルジェリア共和国臨時政府に対する非難が相次いだ。

この会議では、アルジェリア独立後のFLNの基本的綱領（イデオロギー）が、全会一致で採択された。

この革命評議会で採択されたFLNの綱領は、トリポリ綱領と呼ばれ、その後のアルジェリア建設における基本的方向を示すものとなった。綱領は、民族的・社会主義的アルジェリアの建設を謳っていたが、将来の政治構造については、言及が避けられていた^{#3}。

また、アルジェリアのフランス人に関し、綱領は、

「アルジェリアのフランス人は、経済・行政・文化の領域で、圧倒的優位にあり続け、革命の基本的展望に反対している…植民地化に由来する『既得権』と結び付いた特権の終了は、新植民地主義一般に対する闘争と不可分である。フランス人マイノリティ問題の正しい解決は、必ず、反帝国主義の面における一貫した政策によってなされなければならない。…その専門的資格を別にすれば、アルジェリアのフランス人の圧倒的多数は、まさにその植民地精神と人種主義によって、アルジェリア国家に有益に奉仕するようになることはできないであろう。」^{#4}と述べている。

また、この会議では、独立後の政治機関について、GPRAに対するFLNの優位性の確認、及びFLNを政党に改編し、FLN政治局を作るという議題が提出されたが、採択に必要な2/3の賛成が得られず、正式な決定はなされなかった^{#5}。少なくともGPRA側は、それらが有効に成立したとは認めなかつた^{#6}。

アルジェリアは、1962年7月3日、独立国となつた。だが、1962年7月1日のアルジェリア独立の

国民投票後、夏から秋にかけて、アルジェリアの実権を掌握するための、ベン・ベラ及びその背後の参謀本部とGPRAとの間の権力闘争が全面化する。

6月30日、GPRAは、参謀本部の解散と、その長ブーメディエン以下3名の解任を決定した。参謀本部は、その勢力範囲であるチュニジア国境地帯にあって、GPRAの決定を違法で無効なものとし、反撃に出た^{#7}。

7月5日、GPRAと反GPRA連合の間で最初の戦闘が起こった。アルジェリア国内のALNは二つに分裂^{#8}し、GPRAの側には、第2（コンスタンチーヌ）、第3（カビリー）、第4（アルジェ）軍管区がつき、ベン・ベラと、その背後の参謀本部の側には、それぞれチュニジア、モロッコの国境に近い、第1（オレース）、第5（オラン）、第6（サハラ）軍管区がついた^{#9}。

反GPRA連合は、7月22日にFLN政治局を樹立し、アルジェリアには、GPRA、FLN政治局、暫定行政府と、三つの政府が並立することになった。

かくして、1962年7月から9月にかけて、アルジェリアは短期の内戦に陥ることになった^{#10}。

第3節 植民者の大量脱出

ド・ゴールは、政権復帰の直後から、アルジェリア戦争を清算する方向性を示すようになった。ド・ゴール政権の成立と、第5共和制の発足によって、本国における議会の政治的位置が後退し、また、軍に対する統制も回復されていく^{#1}、アルジェリア植民者は、結果的に、フランス本国によるアルジェリアの清算を有效地に阻止する手段を喪失することになった。

勿論、植民者は、手をこまねいていた訳ではなかった。アルジェリアの植民者や、フランス軍内の植民者と結び付いたグループにとって、本国によるアルジェリアの切り捨ては、受け入れられるところではなく^{#2}、ド・ゴール政権が、次第にアルジェリア放棄に傾いて行く過程で、彼らの不満は、例えば、60年1月21日のバリケード反乱や、61年4月23日の將軍一揆などの形で噴出した。

そのような中で、アルジェリア独立闘争の最後の1年半は、植民者と、現地軍の一部によって結成されたOAS（秘密軍事組織）^{#3}が、本国とアルジェリアの双方で、猛威をふるうことになった。

本国のアルジェリア放棄路線が進展していく中で、OASのテロ活動は激しさを増して行った。OASは、エヴィアン協定を認めず、1962年3月の停戦以降、テロ行為によってムスリムを挑発したが、4月8日に、国民投票によって、フランス本国によるアルジェリア放棄が確定されると、自暴自棄的なテロ活動が行われるようになった。停戦発効以降のOASのテロによる被害は、死者2,200人、怪我6,000人^{#4}にのぼった。これに対し、散発的な反撃は発生したが、ムスリムの側は、比較的よく停戦協定を守っている。

もとより、アルジェリアの一般のヨーロッパ系市民には、OASに同調する者が多かったが^{#5}、アルジェリアの独立が確定的なものになると、彼らは、独立以降に不安を抱くようになった。

アルジェリアのヨーロッパ系市民は、61年1月の時点で100万人を越えていたが、全般的な治安状況の悪化に伴い、植民者の間には、家族を安全な本土に避難させる者もあり、62年に入る前に、15万人のピエ・ノワールが、既にアルジェリアを離れていた。1962年3月には1,600家族、4月には2,850家族がアルジェリアを離れたが^{#6}、5月に入り植民者に対する誘拐・殺害事件が発生するようになるにつれ^{#7}、その数は急増し、6月にピークを迎える、同月、32万8,348人がアルジェリアを去っている^{#8}。この頃には、アルジェリアの植民者は、一種のパニック状態に陥り、財産を後において、文字どおり着のみ着のまま逃げた者も少なくなかった。6月末までに、56万人がアルジェリアを去り^{#9}、アルジェリアの自決権投票が行われた62年7月1日には、アルジェリアの植民者は、50万人強に減少していた。

1962年7月3日、アルジェリアは独立国となつた。だが、これは、アルジェリアへの平和の訪れを意味しなかつた。GPRAは、チュニジアのチュニスからアルジェリア入りしたが、一方、ベン・

ベラは、7月11日、モロッコ国境から、アルジェリアに入り、7月22日、政治局を設立して、政治局が最高統治機関であることを宣言した。

GPRAは、30数カ国から承認を受けていたが^{#10}、背後にもつ軍事的力関係の結果、GPRAが政治局の優越を認める形で、8月2日、和解が成立した。しかし、8月後半、7月の対立で、臨時政府側についていた第3軍管区と、第4軍管区が、再び政治局と対立し、政治局側の第1、第2、第5、第6軍管区、及び国外軍と、再び内戦寸前の状態となつた。両者に和解が成立したのは、9月5日のことであった。

一方、アルジェリアの国内は疲弊していた。7年半の独立戦争の間に、20～150万人のムスリムが死亡し^{#11}、8,000の村が破壊され、30万人が難民化してチュニジア・モロッコへ流入した。また、大量の人口が都市へ流入し^{#12}、さらに、独立前後の混乱で、ヨーロッパ系市民がアルジェリアを去った結果、事業所その他の職場は閉鎖、または稼働が低下し、アルジェリアの就業人口の70%が失業状態となつた^{#13,14}。

このような治安状態の悪化と経済的な混乱状況の中で、さらに、10万人のヨーロッパ系市民が、アルジェリアを離れた^{#15}。

9月20日に、憲法制定議会選挙が行われ、政治局の作成したFLNの候補者名簿から、議員が選出された^{#16,17}。憲法制定議会が招集されると共に、暫定行政府の権能は議会に移り、そこで、ベン・ベラが首相に選出され、政府を組織する権能が、彼に委ねられた^{#18}。

1962年9月末の時点で、アルジェリアに残っているフランス人は、20万人強で、その70%は、アルジェ、ボース、オラン、フィリップヴィルの4都市に居住していた^{#19}。アルジェリアの体制が、ひとまず落ち着きを見せると、アルジェリアに、再び様子を見に訪れるヨーロッパ系市民も現れ、63年の初めには、約20万人のピエ・ノワールがアルジェリアに存在していた。1962年の間に、フランスへ引き揚げたヨーロッパ系市民の総数は、65万1,000人^{#20}であった。

第3章 マイノリティとしての植民者

政権についていたベン・ベラは当初から、エヴィアン協定に対し、全面的否定の姿勢を取っていた訳ではない^{#1}。彼の発言は、

(1962年11月8日)

「エヴィアン協定は、それ自体が目的となるものではない。エヴィアン協定は、両国の利益となつたが、しかし、改良の余地があり、現実に適応させねばならないことは、明らかである。」

(1962年12月13日)

「もし、協定が我々の目標達成に障害となるようであつたら」、協力関係を放棄する^{#2}。

というように変化していったが、その変化は漸進的であり、彼の任期の間、エヴィアン協定が完全に否定されることにはなかった。

しかし、1963年に入ると、エヴィアン協定のヨーロッパ系市民保護に関する部分は、次々に空文化していくことになる。

第1節 アルジェリア国籍法と植民者

アルジェリア独立に当たっては、その前後における無政府状態の中での植民者の大量脱出に注目が集まっているが、当初の混乱以降がひとまず収束した9月末の時点で、まだ、約20万人のピエ・ノワールがアルジェリアへ留まっていた。だが彼らは1963年に入ると、エヴィアン協定が保証していた財産権の保護を喪失し、経済的基盤を失って、再び減少に転じた。この章では、この、アルジェリアに当初留まっていた無視できない数の植民者を考察の対象とし、エヴィアン協定の空文化と、独立後留まっていた植民者の引き揚げが、再び促されたこととの連関について述べる。

エヴィアン協定の植民者保護規定のうちで、植民者の定着・流出と直接的な因果関係にあったのは、財産権の保証に関する規定であるが、その前に、まず、この節で、エヴィアン協定の植民者に関する規定が、実質的な意味を失った一つの例として、アルジェリア国籍法を取り上げる。国籍法は、一見、協定の規定をそのまま取り入れている

ように見えながら、実質的には協定の国籍選択条項を内実の伴わないものに変えている。

アルジェリア国籍法は、1963年3月27日、採択された^{#1}。

植民地支配下のアルジェリアで、そのフランスに対する独自性が主張されていたように、アルジェリアの独立にあたっては、植民地支配下で否定されていた歴史的実体であるアルジェリアのネイションの独立の回復という構成が取られ、アルジェリア国籍法では、アラブ・イスラム性が、歴史的に一体性を保ってきたアルジェリアのネイションのメルクマールとされた。

すなわち、アルジェリア国籍法は、第34条1項で、生来のアルジェリア人を、「少なくとも父系尊属二世代がアルジェリアに生まれ、かつイスラム身分を享受したもの」と定義した。これにより、非ムスリム（すなわちアルジェリアのヨーロッパー）は、本来のアルジェリア人ではないとされ、一定の手続きを経て、アルジェリア国籍を取得する道が残されるだけとなった。

また、当時特に東方アラブ世界で強い影響力をもっていた汎アラブ主義の契機は、アルジェリアにおいて弱く、父系尊属二世代という条件によつて、在外アルジェリア・ムスリムに国籍付与が可能になると共に、モロッコ、チュニジア等、近隣諸国出身者のアルジェリア国籍取得には制限が加えられ、そういう点からも、独立アルジェリアにおいては、アルジェリアのナショナルな意識が強かったということができる。

エヴィアン協定の、アルジェリアのフランス人の国籍選択に関する規定は、一連の外国人のアルジェリア国籍の取得に関する規定の中の1つである、国籍法第9条の中に取り込まれた。

「1963年アルジェリア国籍法第9条

エヴィアン協定に規定された選択の手段によるアルジェリア国籍の取得

1962年7月1日から3年の時点^{#3}で、選挙人名簿への登録、または、登録の確認の要求によって、アルジェリア国籍を取得するのは、

①アルジェリアに生まれ、自決の日に、アルジェ

リア領土に10年の恒常的で正規の居住を証明する者

②自決の日に、アルジェリア領土に10年の恒常的で正規の居住を証明し、父か母がアルジェリアで生まれ、公民権行使する条件を満たす、あるいは、満たしたであろう者

③自決の日に、アルジェリア領土に20年の恒常的で正規の居住を証明した者

ただし、父または母が、上記の3規定によってアルジェリア国籍を取得した日以前にアルジェリアで生まれた子供は、生来戸籍を保持する。彼は、成年に達した際、この法の第5章第27条、第28条に規定された行政手続きにおける宣言によって、アルジェリア国籍を獲得する。」

しかし、実際には、1962年7月1日より、1965年7月1日の間に、この規定によってアルジェリア国籍を取得した者は存在しなかった。

アルジェリア国籍を取得した人間は、少数であったが、存在しなかった訳ではない。同時期において、アルジェリア国籍法の他の条項によって、アルジェリア国籍を取得した人間の数は、フランス人とその他のヨーロッパ系外国人を併せて616人（フランス人506人、その他の外国人110人）で、うち、第8条（アルジェリア解放闘争参加）が184人（155人、29人）、第11条（出生、居住地）が5人（0人、5人）、第12条（アルジェリア人と結婚した婦人）が351人（285人、66人）、第13条（帰化）が76人（66人、10人）であった^{#4}。

国籍法第9条が活用されなかつた一つの理由は、エヴィアン協定のこの規定を援用してアルジェリア国籍を取得したであろうアルジェリアのフランス人が、アルジェリアから引き揚げたことにあつた。

だが、それ以上に、問題は、国籍法の第10条にあつた。すなわち第9条には、但書的条項が付加されていたのである。

「第10条 1962年3月18日以降国家に対し罪を犯したこと立証される者は、前条の規定の恩恵を受けることはできない。」

国籍法に関する実施規則と、法律の解釈を定め

ることを目的に公布された5月9日の通達は、この点に関して、より詳細に述べている。

「A 法の効果による国籍の取得

(2)〈エヴィアン協定において規定された選択〉

国籍法の第9条は、第1、2、3項目において述べられた条件を満たす三つの範疇の人間に對し、1962年7月1日から数えて3年を期限とし、選挙人名簿への登録、または、登録の確認の要求によってアルジェリア国籍を取得する可能性を定めている。

国籍法第9条の編者は、ここで、混乱を招いた。立法者は、1962年7月1日のアルジェリア独立の日より始まる3年の期間の間に、当事者によって、選挙人名簿への登録、または、登録の確認が実行されなければならないということを言わんとした。

従って、9条の編者がそう認めている様に、当事者は、1965年7月1日を待つ必要なく、現在から、この登録又は既に実行した登録の確認を要求することができる。

…第10条は、1962年3月18日以降、国家に対し罪を犯したと立証されるものに対し、第9条に規定された国籍選択の特典を、認めていない。」

これによって、単に選挙人名簿への登録、または、登録の確認の要求によって、アルジェリア国籍を取得することが想定されていたエヴィアン協定の規定に修正が加えられることになった^{#4}。

このような付加規定によって、エヴィアン協定の、国籍選択に関する規定は、形として維持されたものの、その実施において、事実上形骸化した。

しかし、国籍法は、同じく3月に出された植民者の財産収用に関する政令と同様、エヴィアン協定の原則を正面から否定したものではなかった。植民者の財産収用に対する政策は、後に出されるもの程、エヴィアン協定の規定と対立するものとなっていました。これによって、植民者の流出が、再び促されるが、第2節では、その過程を述べていく。

第2節 財産収用と植民者

アルジェリア国籍法の出された1963年3月には、

また、経済面でも重要な法令が出ている。いわゆる3月の諸法令である。

前述したように、独立以前のアルジェリアの経済構造は、植民者の担う部門と、ムスリムの従事する経済部門との間の格差が大きく、また、その間で資産も偏在しており、独立アルジェリアにとって、その是正は、大きな課題の一つであった。独立アルジェリアの基本路線となったトリポリ綱領には、「社会主義的原則にもとづく人民民主革命」及び農業革命が謳われていた。だが、そこでは、いかなる経済政策がとられるか、具体的には規定されていなかった。

独立直後のアルジェリア経済は、惨澹たるものであった。7年半に及ぶ戦争で、国内は疲弊し、前述のような甚大な被害を受けていた上に、独立以前、アルジェリア経済において管理・経営の役割を果たしてきた植民者が、アルジェリアを離れ経営者層が消失したこと^{#1}、操業停止、資本逃避とあいまって、アルジェリア経済に深刻な影響を与えた^{#2,3}。

この様な状況で、自主管理という経営形態が、アルジェリアの中で自生的に発生した。すなわち、経済的麻痺状態の中で、アルジェリアの中では、経営者の去った企業・農場のいくつかにおいて、そこで働いていた労働者が、自主的に企業を管理・運営するということが見られるようになった。混乱するアルジェリア経済に対し、当面の対策を打ち出す必要があったベン・ベラ政権は、自主管理形態を法的に追認し、更にこれをアルジェリア社会主義の中核と位置付けた。

自主管理が、独立後のアルジェリアの経済政策の中心に据えられるようになった背景には、ベン・ベラ政権が、その権力基盤を固める必要に迫られていたことがあった。ベン・ベラは、独自の権力基盤を持たず、彼の周囲に集まった、独立闘争の過程でイデオロギーとして活躍した左翼系の知識人も、彼の権力基盤には新たなものを加えなかつた。彼らは逆に、ベン・ベラに依存していた。

ベン・ベラとその周辺の「ブレーン・トラスト」は、彼らの言うところのアルジェリア革命の原動

力である農民^{#4}から、ポピュリスト的手法を用いて、直接支持を調達することを図った。そして、植民者の資産は、極めて手をつけやすい対象であった^{#5}。彼らは、アルジェリアを第3世界における革命と位置付け^{#6}、ソ連よりは、中国、それよりもさらにキューバやユーゴスラヴィアを模範と考え、アルジェリアに自主管理形態を導入するにあたっても、ユーゴスラヴィアの自主管理形態をモデルにしたと言われている^{#7,8}。

ベン・ベラは、1963年3月、植民者の資産の収用、及び農民・労働者による自主管理を発令し、これらを、アルジェリア社会主義の成果として売り込んだ。この措置は、党機関での討議^{#9}や、憲法制定議会^{#10}を通さず、^{デクレ}政令の形でなされ、これによって、ベン・ベラは、農民の間での人気を高めることに成功した。

それでは、実際には、資産収用は、どのように進められていったのであろうか。

ベン・ベラ政権成立以前の62年8月24日、経済混乱と無断占拠の中で、ファレースの暫定行政政府は、法令を出し、所有者、または管理者^{#11}が国内にいない動産、不動産(農場、工場、家屋、店舗)は、「無主の財産(biens vacants)」として国家の保護の下にあり、フランス人所有者は、この法令の公布(9月7日)から30日の間に、戻って再び管理を行うか、それが行われない場合は、アルジェリア側で、それらを管理する者が任命される、とした。これは、麻痺状態にあるアルジェリアの経済活動を復活させる為の緊急措置的性格のものであつた^{#12}。

ベン・ベラ政権成立後の1962年の10月22日、農場における自主管理の組織に関する^{デクレ}政令が発布され、翌23日の^{デクレ}政令では、残されたフランス人の財産の、それ以上の移転の禁止、及び、1962年7月1日以降起こった、それらすべての無効が定められた。政令では、フランス人所有者が帰還した場合には、フランス人所有者に農場を返還することを定め、フランス人の財産権自体は、まだ保護されていたが、その場合も、管理委員会が、農場の経営に参画し続けることを規定していた。また、

鉱工業部門に関しても、11月23日、同様の管理委員会が設置されることになった。

問題の3月法令は、植民者の資産収用、及び、収用後の企業・農場の運営形態に関する法令で、フランス人の財産の収用に関する3月18日の政令、自主管理制度を定めた3月22日の政令、財産面に関する国家と企業の関係を定めた3月28日の政令からなるが、ここで重要なのは、3月18日の政令「無主の財産の規制に関する政令」である。

政令は、所有者不在のフランスの企業については、所有権も不在とし、通常の操業をやめて2カ月以上たった各種企業（農業、鉱工業、商業を含む）は、所有者がいる場合でも、所有権の失効を定めている。資産についても同様で、所有者またはその正統な賃借人によって2カ月以上占有されていない家屋も、無主と宣言される。これによって、そのような財産に関するフランス人所有者の権利は消滅した。

これらの企業、資産は、内閣総理府の行政的管轄下に入る、とされ、3月18日の政令では、農地のおよそ100万haが国有化されたと推定されている。但し、政令の中では、国有化という言葉は使われておらず、また、従ってこれは、エヴィアン協定で定めた収用ではなく、補償の対象にもならない、という主張がなされた。

さらに、63年5月9日には、「取得・管理・運営・利用の方法が公共の秩序と社会の安寧を混乱せしめるような動産・不動産を国家の管理下におくことに関する政令」が出された。これによって、アルジェリアに留まって経営を続けていたフランス人の資産でも、大規模なものは、収用されることになった。この政令では、フランスの植民地支配に協力したムスリムの資産も、同様に収用の対象となった。この政令では、50万haが国有化されたと言われる。また、この時期、「民主化運動」という名目で大衆動員がかけられている^{#13}。

アルジェリアで国有化が明確に打ち出されたのは、1963年の10月である。1963年10月1日、「ある種の個人または法人に属する農業経営体を国有財産と宣言する政令」が出され、これによって、ア

ルジェリア国籍をもたない所有者の農場（農地及び付帯施設）は、全面的に国有化されることになった。フランス大使館の推計では、この時点で、未だ4,000～5,000の農場がフランス人の手にあったが、この政令の結果、100～120万haの農地が無償で収用され、自主管理農場となつた^{#14,15}。

これら一連の措置を受けて、植民者の、アルジェリアからの流出は、再び加速することになった。10月1日の政令発令までは、ヨーロッパ系農場主の大半が経営を続け、それに対応する農業金融機構、農業資材供給・農產物流通機構も、引き続きフランス人が運営の実権を掌握していたが、10月の国有化法以降は、農場主や、農業技術者が引き上げ、それにつれ、農業関係の諸機構も解体に向かい^{#16}、アルジェリアの植民者社会は、さらに縮小することとなつた^{#17}。

ベン・ベラ期にアルジェリアに導入された、自主管理運営をはじめとする経済政策は、実際の効果として、もとから悪化していたアルジェリアの経済状態を、さらに悪化させることになった。アルジェリア経済が、混乱から回復するのは、次のブーメディエン政権期に入ってからである。

第3節 フランスの対応

独立直後、フランスへ引き揚げず、アルジェリアに残った植民者は、およそ3つの範疇に分けることができた。第一の範疇は、アルジェリア解放闘争の理念に共鳴し、それに参加・協力した植民者、第二の範疇は、新生アルジェリアでもやっていけると考えた植民者、第三の範疇は、老人など、フランスへ引き揚げても先の見通しのない人々であった。言うまでもないことだが、第一の範疇は絶対数が少なく、財産収用、その他によって、第二の範疇の植民者が引き揚げると、残ったのは、第三の範疇の植民者、すなわち老人であった。1964年の12月の時点で、アルジェリアの留まっていた旧植民者の半分以上にあたる2万6,336人が、経済活動に従事していなかった^{#18}。

一方、同時点で、アルジェリア国内にいるフランス国籍保有者は、全体で、11万8,369人で、う

ち、1万9,239人が、フランスの協力機関の職員、1万6,498人が、アルジェリア駐留フランス軍の兵士^{#2}であった。

条約によってマイノリティの保護を定める場合において、その合意が存在しないところで履行を確保する為には、条約を締結した相手国に対し、外交圧力をかける必要がある^{#3}。

それでは、エヴィアン協定が空文化していく中で、フランス側は、アルジェリアに対し、どのような姿勢を取ったのであろうか。

アルジェリア独立にあたって、フランスの側には、そもそも、エヴィアン協定を暫定的なものと見なす見方があった。たとえば、交渉団の一人、フランスの外交官シャイエは、協定調印の翌日、その寿命を、約10年と見積もっている^{#4}。また、高等弁務官（それ以前のアルジェリア総督に相当する）クリスチャン・フーシエも、エヴィアン協定締結の時点で、ピエ・ノワールが恒久的にアルジェリアに在留することが可能だとは予測していなかつたことを認めている^{#5}。ド・ゴール自身が、エヴィアン協定の実効性をどの程度のものと考えていたかについては、見解が分かれているが、フランス側の、エヴィアン協定の持続性に対する期待は、必ずしも全面的と言い難いものであった。

エヴィアン協定の事実上の空文化にもかかわらず、エヴィアン協定の「失敗」を正面から認めるることは、フランス側にとって、それが国内的に引き起こすであろう反応から考えて不可能であり^{#6}、また、フランスが、アルジェリアを敵対化させず、それに対する何らかの影響力を確保し続ける為には、アルジェリアに対し、経済・技術・文化協力を続けることが不可欠であった^{#7}。

従って、アルジェリア側のエヴィアン協定違反にもかかわらず、対アルジェリア援助は大筋で続けられ、それに対するフランス側の対抗手段も、比較的穩健なものに留まることになった^{#8}。

ここにおいて、対アルジェリア関係には、新たな意味付けが与えられることになった。フランスは、第3世界に対する理解を印象づけることで、第3世界の支持を背景に、その交渉力を増すこと

を図り、一定の成果を収めたが^{#9}、アルジェリアに対する経済・技術・文化協力は、フランスの対第3世界政策の象徴として、フランスの対第3世界戦略の中に位置付けられた^{#10}。その点からも、逆に、「新植民地主義」という非難を受けそうな行動は、慎まなければならなかった。こうして、経済・技術協力の意味が巧みにすり替えられた結果、協定失敗の傷に対する関心は、最大限そらされることになった^{#11}。

アルジェリア側としても、フランスからの経済・技術協力は、国家の運営上、不可欠のものであった。

アルジェリアの国家予算の大部分は外国からの援助によって賄われていたが^{#12}、1963年、ソ連の援助額5億フラン、中国の援助額2億5,000万フランに対し、フランスは13億フランを供与し、アルジェリアに対する第1の援助国であった^{#13}。アルジェリアのフランスに対する依存は、その教員不足から、アラブ化を方針としながら、1964—5年、アルジェリアの教員3万2,372人のうち、1万2,215人がフランス人だったことからも推察されよう^{#14}。

ベン・ベラは、アルジェリアが、フランスとの協力分野において、完全で対等な相手として尊重されるべきことを主張したが、一方で、フランスとアルジェリアの友好関係と、フランスの援助に対する感謝を、ことある毎に強調した^{#15}。

これに対し、1965年6月19日、ベン・ベラ政権を打倒して首班の地位についたブーメディエンは、エヴィアン協定を実質的に消滅させる方向へ向かった。彼は、かつて、エヴィアン協定に対する反対の急先鋒であり、政権就任後、協定の全面的否定は出来なかったものの、66年から農業部門以外の産業の国有化を開始し、71年には、それが石油に及んだ^{#16}。彼は、アルジェリアの主権に反すると判断した規定は全廃し、一方、アルジェリアの利益となると判断される限りにおいては協力を受け入れ、それを、植民地主義の与えた被害に対する正当な補償と見なした^{#17}。

1966年のアルジェリアの国勢調査によれば、ア

ルジェリアにおけるフランス国籍保有者は6万8,400人であったが、そのうち、約3万人は、経済協力要員とその家族で^{#18}、一方、旧植民者は、その大半が老人であり、「死んだ過去の影」と言われる状態であった^{#19}。

最盛期には、その数100万を超えたアルジェリアの植民者社会は、ここに終幕を迎えたのであった^{#20}。

結びにかえて

研究者の間では、アルジェリアにおける植民者層の消滅に対して、特權的外国人層の発生を防ぎ、長期的には問題を少なくした、との評価がある。

だが、独立アルジェリアのネイション形成が、必ずしも包括的（普遍主義的）な形で進まなかつたことは、もう一度振り返ってよく考えれば、如何なる原理に基づいてネイションを形成するか、すなわち、ナショナル・セルフディターミネーション（民族自決）の、ネイションが何であるかという、問い合わせの形をとって、我々の前に立ち現れる。

それが、植民者に対して現れる場合には、脱植民地化によって居住地の国家的帰属が変更された場合、植民者が帰属する政治単位は、本国と現地の新興独立国のいずれなのか、あるいは国籍・居住・市民権の乖離を許すのか、という形態をとって現れる。

アルジェリア国内で、独立以降繰り返し表面化するベルベル人問題は、その同じ問題が、アルジェリアの国内にはねかえった形である。

この論文は、ネイション形成の成否といった観点から主題を取り扱ったものではない。むしろ国民国家システムを所与のものとして適用していくことに対するプラクティカルな面での問題点について考察を試みたものである。その枠組み自体の妥当性は、今後の検討に委ねたい。

注

第1章 フランス領アルジェリア

第1節 第4共和制下のアルジェリア

注1 アルジェリアの植民地化及びそこにおいてフ

ランス植民地軍の果たした役割については、菅原聖喜、フランス植民地思想の形成とナショナリズム、東北大学『法学』46巻4号、48巻5号、1982—84年

注2 Benjamin Stora, *Histoire de l'Algérie de coloniale 1830-54*, La Découverte, 1991 p. 29
1948年の時点では、93万1,000人のうち、74万4,000人がアルジェリア生まれであった。淡徳三郎、アルジェリア問題、理論社、1958. p. 25

注3 同じマグレブにあるチュニジアとモロッコは、両国とも法的には保護国で、同時期のヨーロッパ系人口も、両者合わせて60万人弱に過ぎなかった。

Miles Kahler, *Decolonization in Britain and France*, Princeton U.P., 1984, P. 317.

注4 フランス本国の帝国内貿易に占めるアルジェリアの比重は、輸出37.0%，輸入28.7%であった。

Farid Mohammad Mellah, 『ECとマグレブの経済関係』、アジア経済研究所、1977 p. 34

注5 アルジェリアは、1830年にフランスの侵攻を受けるまで、16世紀以来、一応、一つの政治体として継続して存在した。但し、その内部は割拠的であり、部族的要素の比重が高かった。宮治一雄、『アフリカ現代史5 北アフリカ』、山川出版社、1978 p. 46-49

注6 1954年における、アルジェリアのムスリム人口は、847万人であった。

Charles-Robert Ageron, *La décolonisation française*, Armand Colin, 1991, p. 155

注7 現在、アルジェリア人口の約2割がベルベル系とされる。アラブ系とベルベル系の間の問題も、本来、多くの枚数が割かれてしまるべきであるが、ここでは、植民者の問題に話を絞って論文を進めいく。ベルベル人に関しては、宮治一雄編、『中東のエスニシティー紛争と統合』、アジア経済研究所、1987、の第7章「アルジェリアーアラビア語とベルベル運動」参照のこと。

注8 1965年の政令で、イスラム教を放棄すれば、フランス市民権が認められるようになっていたにもかかわらず、イスラム教を放棄した者はごく少数で、1866年から1934年までの間で、2,500人に過ぎなかった。イスラム教は、彼らのアイデンティティの

- よりどころであった。イスラム教を放棄してフランス市民権を取得した件数は、以下の様に推移している。(なお、その大半は、ベルベル人であった。)
- | | |
|------------|--|
| 1891～1895年 | 178件 |
| 1896～1900年 | 190件 |
| 1901～1905年 | 142件/1906年 47件/1907年 43件/1908年 37件…1915年 23件 |
- 林瑞枝、「アルジェリア国籍と独立問題(I)」,『アジア経済』1981年2号, P. 7／David Gordon, *The Passing of French Algeria*, Oxford U.P., 1966
- 注9 林晃史,『アフリカの歴史』,勁草書房 1991, P. 81
- 注10 関根英一編,『中東諸国の経済政策の展開』,アジア経済研究所, 1988, 第1章「アルジェリアの公共部門と構造改革政策」(宮治一雄), P. 4
- 注11 産業別構成
- | | フランス人 (%) | 帰還者 (1962年) |
|-------|-----------|-------------|
| 第1次産業 | 20.1 | 8.9 |
| 第2次産業 | 42.7 | 39.8 |
| 第3次産業 | 37.2 | 51.3 |
- 林瑞枝,「アルジェリアの国籍と独立問題(II)」,『アジア経済』1981年3号, P. 70
- 注12 Mahfoud Bennoune, *The Making of Contemporary Algeria, 1830-1987*, Cambridge U.P., 1988, p. 90
- 注13 しかも、植民者が占めていたのは、最も肥沃で水利のよい北部の土地であった。
- 注14 淡徳三郎, アルジェリア問題, op. cit., p. 28-30
- 注15 なお、フランス語に関しては、ムスリム男性の94%, 女性の98%が文盲であった。
- 藤井篤,「第四共和制下のアルジェリア政策(1)」,『大阪市立大学法学雑誌』第35巻2号, 1988, p. 367/Benjamin Stora, op. cit., p. 105
- 注16 David Gordon, op. cit., p. 51
- 注17 植民地時代、ムスリムのエリートは、その多くがフランス式の教育を受け、フランス語に堪能な一方、アラビア語の読み書きに不自由な者が多かつた。例えば、アルジェリア初代首相、大統領となつたベン・ベラもフランス式の教育を受けており、ア

ラビア語に関しては文盲だった。William B. Quandt, *Revolution and Political Leadership: Algeria, 1954-1968*, The M.I.T. Press, 1969, p. 13

注18 1946年までの時点で、ムスリム人口750万人中、完全なフランス市民権を保有しているのは、4万6,000人で、全体の2%であった。

David & Marina Ottaway, *Algeria*, University of California Press, 1970, p. 30

注19 アルジェリアの植民者は、もとより、ムスリムの地位に関する一切の改革に反対していたが、ヴィシー派との関係が強かった彼らは、ド・ゴール派の支配の下では、逼塞を余儀なくされていた。45年5月のセティフの虐殺以降、第4共和制下のアルジェリアで再び実権を握った植民者は、ゴーリスト政治家を警戒し、1948年4月のアルジェリア議会選挙において、PPF(ド・ゴール派)は、1議席も得ていない。後に、アルジェリア総督に就任したスーステルらを通じて、ド・ゴール派の一部が、アルジェリアに浸透したが、アルジェリアの右翼勢力の間の反ド・ゴール感情には根強いものがあった。

藤井篤, op. cit., P. 373/淡徳三郎,『アルジェリア革命—解放の歴史』, 刀江書院, 1972, p. 57/中木康夫,『フランス政治史 下』, 未来社, 1976, P. 28-29

注20 この法律では、アルジェリアは、法人格と財政上の自治権を有する諸県の集団と規定され(第1条), アルジェリア議会が設置された。藤井篤, op. cit., p. 364

注21 この数字に、ムスリム女性は含まれていない。

注22 議会の認めた唯一の改革であるサハラ特別行政区(軍政地区)の廃止は、総督の拒否権にあって、実現しなかった。淡, op. cit., p. 59

注23 Ralph R. Premas, *Secessionist Movement in Comparative Perspective*, Pinter Publishers, 1990, p. 22-24. なお、ダヴ・ローネン,『自決とは何か～ナショナリズムからエスニック紛争へ』, 刀水書房, 1988参照のこと。

注24 第2次大戦直後の時期において、旧帝国内部の不平等構造の抜本的改革の障害となった、フランス本国の帝国意識について述べたものとして、杉本淑

彦、「失われたもう一つの解放—1945年フランス国民の帝国意識」、『静岡大学教養部研究報告 人文・社会科学編』第26巻第2号、1990／「1945年フランス国民のアルジェリア観」、同27巻第2号、1991

第2節 フランス領アルジェリアの植民者社会

注 1 Ian Lustick, *State-Building Failure in British Ireland & French Algeria*, Institute of International Studies, 1985, p. 2

注 2 欧州世界の世界大の拡大と、時代毎の植民地の性格の変遷について、ここでは地理上の発見以降の流れを大まかに捉えたものとして

Jay A. Sigler, *Minority Rights-A Comparative Analysis*, Greenwood Press, 1983, p. 91-98

注 3 Ronald Weitzer, *Transforming Settler State*, University of California Press, 1990, p. 25-26参考照

注 4 これには、単に強制力や行政の問題ではなく、イデオロギーや、在来民の体制への取り込みも含まれる。Ibd., p. 27

注 5 その代表的な例として、ブルム人民戦線内閣期の、ブルム・ヴィオレット法案の廃案があげられる。『宮治一雄、アフリカ現代史5』, op. cit., p. 121-125

注 6 Miles Kahler, 藤井篤, 前掲論文参照のこと。

注 7 植民者は、第3共和制期から子弟を行政府に送り込んで浸透を果たしていた。また、本国出身の植民地官吏も、本国では、アルジェリアで享受しているような地位は望めず、公務員という意識よりは、植民者であるという意識が強かった。高位公務員も、植民者の利害に従うという点では同じだった。

Miles Kahler, op. cit., p. 347

注 8 アルジェリア行政府の公務員は、植民者農業人口の2.5倍で、それ自体、無視できない勢力の利益集団であった。彼らは、その利害にかかる改革、例えば、公務員職のムスリムへの解放へ抵抗している。Ibid., p. 319, p. 347

注 9 フランス軍は、歴史的に植民地経営に直接関与し、植民地へ大きくコミットしていた。

菅原前掲論文参照

注10 しかし、軍は一枚岩ではなく、植民者に同調するパラシュート部隊や外人部隊がある一方で、ムスリムと接触しているグループは、植民者の姿勢を、彼らのより平等主義的なアルジェリア構想の障害と見なしていた。

Miles Kahler, op. cit., p. 350

注11 中木康夫, 下, op. cit., p. 28

注12 J.E.S.ヘイワード, 『フランス政治百科 下』, 勁草書房, 1987, p. 423

注13 カースト社会というのは、少数者支配の伝統的パターンの一つである。ワイヤーが植民者支配について述べていることの、どこまでが少数者支配に共通で、どこまでが植民者支配に特有なことなのか、また、少数者支配を類型別に分けた場合、植民者支配がどこに位置するか、彼は、必ずしも明らかにしている訳ではない。しかし、植民者支配は、少数者支配の下位概念で、移住植民地の特質を記述する上では、両者の区別は特に必要ではないので、植民者支配の概念によって、アルジェリアを記述することは、差し支えないだろうと思われる。よって、ここでは、植民者支配という概念を、そのまま使用する。Jay A. Singer, op. cit., p. 91-109

注14 Daniel Leconte, *Les Pieds-noirs*, ÉDITIONS DU SEUIL, 1980, p. 77

注15 非フランス系ヨーロッパ人移住者は、当初必ずしも歓迎された訳ではない。しかし、第1次大戦を境に、彼らへの猜疑の念は消えて行き、また、時代が立つにつれ彼らの同化も進んでいった。但し、フランス系が社会の上層を占め、「ネオ」と呼ばれる非フランス系が下層であるという階層構造は存在し続けた。林瑞枝, (I), op. cit., p. 10-12

注16 Miles Kahler, op. cit., p. 331参考照

注17 Ibid., p. 318

注18 藤井篤, (3), op. cit., p. 54

注19 1948年のアルジェリア議会における植民者議席60議席のうち、社会党は4議席、共産党は1議席であった。淡徳三郎, アルジェリア革命, op. cit., p. 57

注20 プジャード運動は、フランスの後進地帯である南西部、小農民、手工業者、小商人を基盤とする、

右翼的抗議運動であった。行動形態はファシズム類似的であったが、ファシズムには分類されない。アルジェリアの植民者社会は、「南フランスの静態的経済をそっくり引き写したもの」(Miles Kahler)で、植民者の社会的、政治的性格は、ブジャード運動支持層と交錯し、両者とも、従来のフランス、すなわち小産業主体の伝統的経済構造、植民地帝国という在り方を維持しようとする点で共通していた。後に、フランス本国でアルジェリア放棄に対し、最も反対が多かったのは、アルジェリアと同じ社会構造を持つ、フランス本国の後進地帯であった。

中木康夫,『フランス政治史 中』, 1975, 未来社, p. 266-7

注21 アクション・フランセーズは、反ドレフュス派の知識人に1898年に結成され、シャルル・モーラスによって方向づけられた右翼である。戦間期に猛威を振るい、ヴィシー政権に協力し、第2次大戦後一次勢力を落としたが、この頃次第に勢力を回復しつつあった。ジャン・クリスチャン・プティフィス,『フランスの右翼』, 白水社, 1975

注22 アルジェリアの植民者の、「原住民」を軽蔑し、彼らを、「奉仕するように生まれた奴隸人種」と見なす偏見は、強固なものがあった。

ロベール・サロモン,『難民』, 白水社, 1979, p. 132

注23 アルジェリアがフランス領であることは、アルジェリアの植民者だけではなく、フランス本国においても、ごく当然のことと認識されていた。

藤井篤, (1), op. cit., p. 356

注24 アルジェリアの分離・独立戦争の開始以前は、アルジェリアの植民者はむしろ、アルジェリアの自治を要求していた。アルジェリアの植民者は、歴史的なパターンとして、イスラムに対し現地での支配権を確保する為に本国の支援を必要とする際には、フランス本国との一体性を唱え、逆に、支配的地位の維持の為、本国の介入を阻止したい場合には、アルジェリアの独自性を主張するということを繰り返した。しかし、それを、必ずしも意図的操作の産物と言い切ることはできない。アイデンティティは重層構造を取り、しかもどの層が強いかは一律に言

えず、その利害状況において、最も適した層が意識構造の中で惹起される。地理に基づくアイデンティティも同様の地域的に同心円を描く構造となっており、従って利害状況に応じて、植民者の中でそれぞれアルジェリア意識、フランスの一部意識が強まるのは、当然だからである。藤井篤, (1)op. cit., p. 368/Ian Lustick, op. cit., p. 47-76／山内昌之,『現代のイスラム』, 朝日新聞社, 1983, p. 322／菅原聖喜, op. cit., 下, 48-p. 774

注25 世論調査によれば、1957年7月の時点で、57%のフランス人が、「フランス政府は反乱勢力の首領との対話を模索すべきだ」と考えており、1958年1月、アルジェリアが10年後もフランスの領土であると考えるフランス人は、27%に過ぎなかった。もっとも、57年1月の時点では、現状維持が36%、内的自治体制が34%で、完全な独立に好意的だったのは18%に過ぎなかった。

(Jacques Thobie/Gilbert Meynier/) Charles Robert Ageron.

Histoire de la France coloniale 1914-1990, Armand Colin, 1990, P. 523

第3節 アルジェリア分離・独立戦争

注1 フランス式の教育を受けたムスリム知識人による啓蒙・政治活動

宮治一雄,『アフリカ現代史5 北アフリカ』, op. cit., p. 191-192

注2 David Gordon, op. cit., p. 29

注3 聖者崇拜（マラブーティズム）は、土着の信仰が、イスラム神秘主義と結合して出来たもので、人々は、アラーに接し、神秘的な力を持つとされるそれぞれの聖者（マラブー）に祈り、聖者を崇拜する。一人の聖者を信仰し、崇拜する団体は、地縁、血縁的なグループである。

宮治一雄, op. cit., p. 26-28

注4 1936年、人民戦線内閣の誕生を受けて、アルジェリア・ムスリムの民族運動の共同戦線である「アルジェリア・ムスリム会議」が開かれたが、そこで会議を主導したのは、アルジェリア・ウラマー協会のベン・バディスであった。

Ibid., p. 123

注5 OSの幹部は、1,500人～2,000人のMTLDの活動家を訓練していた。

Mahfoud Bennoune, op. cit., p. 83

注6 Quandtによれば、MTLDの中央委員会派は、FLNの中で、UDMA系と共に、教育水準において、最高層にあった。

注7 藤井篤, (1), op. cit., p. 375

注8 淡徳三郎,『アルジェリア革命』, op. cit., p. 99-100

注9 但し、MTLDのメッサーリ派だけは、アルジェリア国民運動(MNA)を別に組織し、最後までFLNと対立した。David & Marina Ottaway, op. cit., p. 13

注10 Xavier Yacono, *De Gaulle et le F.L.N. L'échec d'une politique et ses prolongements*, EDITIONS DE L'ATLANTHROPE, 1989, p. 45

注11 フランス側は、FLNをアルジェリア人を代表する資格を持つ唯一の交渉相手と認めるまでに、第3勢力の育成や、MNAを考慮するなどの動きを見せた。

淡徳三郎,『アルジェリア革命』, op. cit., p. 241, p. 269-271, p. 293

注12 参謀本部の指導者であったブーメディエンは、フェルハト・アバス追い落としに反対している。William B. Quandt, op. cit., p. 143

注13 エヴィアン協定では、アルジェリアにおいて議会が選出されるまで、ファレースを主席とする暫定行政政府（構成員は、フランスとFLN双方の合意によって決定）が、アルジェリア国内の統治を行うことになっていた。淡徳三郎, op. cit., p. 330, p. 339-341

第2章 アルジェリア独立

第1節 エヴィアン協定

注1 林瑞枝, (II), op. cit., p. 63, p. 70／ロベル・サロモン, op. cit., p. 130

注2 テキストは、United Nations, *Treaty Series Vol. 507*, 1964を使用した。

注3 「保証に関する宣言 第2部 第1章 アル

ジェリアの公民権行使」にも、同様の規定がある。

注4 「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約 (1930)

第1条 [国民の範囲の決定] 何人が自国民であるかを自国の法令によって決定することは、各國の権限に属する。右の法令は、国際条約、国際慣習法及び国籍に関して一般的に認められた法の原則と一致する限り、他の国により承認されなければならない。

第2条 [国籍の準拠法] 個人がある國の国籍を有するかどうかに関するすべての問題は、その國の法令に従って決定する。」

田畠茂二郎, 国際法講義 上, 有信堂, 1982, p. 224-226

注5 「人権宣言第15条 [国籍]

1. すべて人は、国籍を持つ権利を有する。

3. 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない」

但し、国籍所有の権利については曖昧で、それに基づく個人の国籍要求には困難が伴う。Bruno Étienne, *Les Problèmes juridiques des minorités Européennes au Maghreb*, CENTRE NATIONAL DE LA RECHERCHE SCIENTIFIQUE, 1968, p. 277-278

注6 Ibid., p. 278

注7 Jean Lacouture, *De Gaulle 3 Le souverain*, EDITIONS DU SEUIL, 1986, p. 243

注8 アルジェリアに外国人として残留した植民者は、エヴィアン協定の保証宣言第3部にある内容をその趣旨とする協定の保護を受けるはずであったが、この居留協定は、結局、締結されなかった。林瑞枝, (II), op. cit., p. 62/Treaty Series, p. 52-57

注9 但し、アルジェリア公民権（選挙権）を行使した場合には、フランス公民権の行使は停止される。従って、これは、フランスが交渉過程で要求したような、二重国籍、二重公民ではない。林瑞枝, Ibid., p. 60

注10 Jean Lacouture, op. cit., p. 243

注11 Mohammed Harbi, *Le F.L.N. mirage et*

réalité, des origines à la prise du pouvoir (1945-1962), LES EDITIONS J.A., 1985, p. 324

注12 Guy Pervillé, *Les accords d'Évian et les relations franco-algéries*, Jean-Pierre Rioux 編, *LA GUERRE D'ALGÉRIE ET LES FRANÇAIS*, Fayard, 1990, p. 487-488

注13 アルジェリアを含めたマグレブ地域において, nationalisationと言う場合には, 所謂国有化だけを指すものではなく, 宗主国政府・植民者からの経済権益の回収, 国家部門の拡大, 自国民からの経済運営を行う人材の調達, などの幅広い意味を含んでいた。植民地時代, 植民者に対し低い経済水準においていたムスリムの間では, 独立以後に, 政府が, 経済面での改善に当たることに対する期待が高かった。

宮地一雄, アフリカ現代史V, op. cit., p. 183

注14 宮地一雄, 中東諸国の経済政策の展開, op. cit., p. 5

注15 William B. Quandt, op. cit., p. 115

注16 Elbaki Hermassi, *Leadership and National Development in North West Africa*, University of California Press, 1972, p. 138

注17 Ibid., p. 153

注18 ALN(国民解放軍)は, 構造的に, 大きく, 二つの系統に分けることができた。一つは, アルジェリア国内でゲリラ戦争を行った, 地下運動者(maquisard)で, アルジェリア国内の各軍管区(willaya)に分かれ, その内部的独立性が高かった。もう一つは, 国内の状況の悪化に伴い, 国内を退去して, チュニジアとモロッコの国境地帯で組織された国外軍で, 相対的によく訓練され, 組織された軍隊だった。

解放闘争の間, ALN全体に対する統一的指揮を回復する努力の一環として参謀本部が設置されたが, アルジェリアの国境にフランスが設けた障壁によって, アルジェリア国内と連絡を取ることは困難であり, 結果として, 参謀本部は, 国外軍を統括する形となった。国外軍は, 1959年, フアリ・ブーメディエンの单一の指揮下に入った。

1962年のこの時点で, 参謀本部の指揮下にある軍隊は, アルジェリア国境沿いの, チュニジア(2万1,000人)とモロッコ(1万5,000人)のALN国外軍であった。

Benjamin Stora, op. cit., p. 83/William B. Quandt, op. cit., p. 23, p. 131-132

注19 参謀本部は, 独自の革新的な政治構想を持ち, 農地改革, 国家の工業化, 生産物と資源の公平な分配をその政治方針としていた。

Mohammed Harbi, op. cit., p. 325

注20 Jérôme Hélie, *Les accords d'Évian Histoire de la paix ratée en Algérie*, Olivier Orban, 1992, p. 138-139

注21 参謀本部は, 1961年の時点で, 資金面での独自性をもっていた。

William B. Quandt, op. cit., p. 143

注22 Ibid., p. 147

注23 William B. Quandt, op. cit., p. 168

注24 ベン・ベラは, CNRAではエヴィアン協定の批准に賛成したが, 彼の周囲の知識人の一人であった Mohammed Harbiは, ベン・ベラの支持は必ずしも積極的なものではなかったと言っている。

Ibid., p. 146/Mohammed Harbi, op. cit., p. 326

注25 ベン・ベラの構想の中では, アラブ主義, イスラム教, 農地改革が重要な役割を占めていた。Ibid., p. 325

注26 Benjamin Stora, 1954-62, op. cit., p. 54-62, p. 82

第2節 FLNの内紛

注1 CNRAは, FLNの最高意思決定機関であり, 解放運動各派の殆どが代表されていた為, FLNの旗の下に結集したアルジェリア解放運動諸派全体に対し, 唯一権威をもつ機関となっていた。William B. Quandt, op. cit., p. 150

注2 ここでは, ブーメディエン参謀総長以下参謀本部の三人の評議員や, フエルハト・アバスらが, GPRAを非難した。Jérôme Hélie, op. cit., p. 185

注3 トリポリ綱領の起草者は, 闘争の間, FLNの理

論・宣伝を担当したイデオロークで、ベン・ペラの支援を受けていた。Ibid., p. 165

注4 Bruno Étienne, op. cit., p. 235-236

注5 William B. Quandt, op. cit., p. 165

注6 会議の終了以前に、会議の主要メンバーがトリポリを離れ、評議会は、混乱のうちに終わった。William B. Quandt, op. cit., p. 167/Benjamin Stora, 1954-62, op. cit., p. 83

注7 Ibid., p. 83

注8 第2, 第3, 第4軍管区は、戦時中、国外軍からの支援が不十分であったことに不満を抱き、参謀本部が、自分たちの上に指揮権を振るおうとするのに反発した。これら3つの軍管区は、独立直前の6月25日に、GPRAに対し、参謀本部を抑制するよう請願を行った。GPRAが、参謀本部の解体と、ブーメディエン以下3人の解任を決定したのは、その3日後である。Benjamin Stora, op. cit., 1954-62, p. 83/William B. Quandt, op. cit., p. 163

注9 ブーメディエンは、第5軍管区次席指揮官出身であり、また、ベン・ペラの出身地も、第5軍管区内部にあった。Ibid., p. 133

注10 結局のところ、1962年夏のこの対立は、理念的なものと言うよりも、人間的対立の要素が強かった。Ibid., p. 172

第3節 植民者の大量脱出

注1 Miles Kahler, op. cit., p. 351／中木康夫, 下, op. cit., p. 67-74

注2 アルジェリア独立戦争では、ベトナムにおけるような反攻がなく、フランス軍が、戦闘に敗北した訳ではなかった。それ故、フランスのアルジェリアを主張する勢力の目には、アルジェリア放棄は、許し難い本国の裏切りと映った。Jérôme Hélie, op. cit., p. 218-219

注3 OASは、1961年1月の国民投票(アルジェリアの自決権を承認、フランス本国によるアルジェリアの切り捨て明確化)に反発したパラシュート部隊の現地青年将校及び極右植民者によって結成された、テロ活動を行う軍事活動組織である。中木康夫, op. cit., p. 72

注4 Ageron, *La décolonisation française*, op. cit., p. 154

注5 トリポリ綱領は、植民者を、「その大部分がOASに荷担しているアルジェリアのフランス人」と形容している。Bruno Étienne, op. cit., p. 235

注6 林瑞枝, (II) op. cit., p. 69

注7 アレグザンダー・ワース, 『ド・ゴール』, 紀伊国屋書店, 1967, p. 216

1964年11月24日、フランス上院で行われた報告では、停戦の発効した1962年3月19日以降、1962年12月31日までの間にアルジェリアで「行方不明」となったヨーロッパ系市民は3,018人、うち、1963年1月の時点で1,245人は自由の身となっているが、1,850人が、未だ「行方不明」のままであり、うち、1,165人は、殺害されたことが確かであるとされた。しかし、「行方不明者の家族と子供の会」は、被害者実数はそれ以上であるとする。その規模は、停戦までの犠牲者、死者2,788人、怪我7,541人、行方不明875人に、ほぼ匹敵するが、行方不明者についてのフランス大使館の努力は、空しく終わることになった。

Guy Pervillé, p. 489/Ageron 同 p. 154/Jérôme Hélie, op. cit., p. 227

注8 林瑞枝, 前掲書, p. 63

注9 Mohammed Harbi, *Le F.L.N. mirage et réalité*, op. cit., p. 323

注10 淡徳三郎, 『アルジェリア革命』, op. cit., p. 341

注11 アルジェリア独立戦争におけるムスリムの死亡数については、確定的な数字がない。フランス軍による推計では25万、GPRAで副首相を努めたベルカセム・クリムは30万人と推定し、ヤコノも、また30万とする。一方アルジェリア側は、最初、100万、次いで150万人と発表したが、この数字は検証されたものではない。アジュロンは、その後のアルジェリアの人口動態から見て、その数字はあり得ないとして、統計から20万3,000人という数字を導いている。一方、Bennouneは、100万という数字は過大とし、非公式な推計から、死者の数を、40万から70万としている。以上、

David & Marina Ottaway, op. cit., p. 31/
Ageron, op. cit., p. 154-155/Xavier Yacono,
op. cit., p. 82/Mahfoud Bennoune, op. cit., p.
89, p. 317

注12 1954年から60年までの間だけでも、農村人口のうち、72万3,000人が諸都市へ流入している。David & Marina Ottaway, Ibid., p. 31

注13 Mahfoud Bennoune, op. cit., p. 89

注14 1964年の時点で、アルジェリアは200万人の失業者人口を抱えていた。

David Gordon, op. cit., p. 225

注15 1962年7月5日、戦闘の行われたオラン市では、500人の植民者が「行方不明」となっている。Xavier Yacono, op. cit., p. 49

注16 FLNの候補者は、幅広い層から選ばれていたが、これは、ベン・ベラが、彼自身の権力基盤を欠いていた為、各派を均衡させ、その相互牽制によって、権力を維持しようとした結果であった。この憲法制定議会において、軍人の占める割合は、18%であった。

William B. Quandt, op. cit., p. 180

注17 なお、ベン・ヘッダや、サード・ダーラブは候補者名簿に入っていない。

淡徳三郎, op. cit., p. 343

注18 この議会には、16名のヨーロッパ系議員が存在した。

注19 Bruno Étienne, op. cit., p. 242

注20 Ibid., p. 236

第3章 マイノリティとしての植民者

注1 この時点では、まだ、フランスの介入の可能性が考えられ、ベン・ベラが、当初エヴィアン協定に対する敵意を否認したのも、それを念頭に置いてのことだとされる。1962年7月24日、フランスにおいて閣議の後、「もし、状況が悪化すれば、フランスは、その国民を保護する為に直接介入する…フランス人の生命と財産が威かされるなら、可能な協力は無い。」という発言が閣僚の一人Alain Peyrefitteから出ている。

Guy Pervillé, op. cit., p. 448/Mohammed

Harbi, *Le F.L.N. mirage et réalité*, p. 362

第1節 アルジェリア国籍法と植民者

注2 Bruno Étienne, op. cit., p. 151

注3 原語；au terme du délai de 3 années à date du 1^{er} juillet 1962

注4 林瑞枝(II), op. cit., p. 61

注5 Bruno Étienne, op. cit., p. 291

第2節 財産収用と植民者

注1 規模の大きな農場・工場の経営者が、規模の小さいものと比べて、アルジェリアに留まる傾向にあった。宮治一雄、「自主管理農場制度の改革」、鈴木弘明編『中東経済』アジア経済研究所、1992, p. 187

注2 農場では、農業年の途中で、管理者不在ということになった。

Wilfrid Knapp, *North West Africa*, Oxford University Press, 1977

注3 独立にあたり、植民者の農場に対し、一定の権威を有している勢力、すなわち軍、FLN、労働組合などが、その接收を図り、植民者の多くは、農地接収を図った勢力が農場に至った時点で農場を離れた。また、アルジェリアを離れた植民者の財産のうち、家屋や店舗は、無秩序に占拠された。David & Marina Ottaway, Ibid., p. 52-53/Wilfrid Knapp, Ibid., p. 145

注4 1965年、第1次産業部門は、アルジェリア・ムスリムの産業部門別労働人口の87.8%を占め、FLNの兵士の90%は、農民出身であった。藤井篤, (1)op. cit., p. 367/David Gordon, op. cit., p. 104

注5 Jérôme Hélie, op. cit., p. 228

注6 ベン・ベラも、63年10月のインタビューで、真に革命的勢力というのは第3世界の農民であり、自らの社会主義のアプローチは、スルタン・ガリエフのそれと同一であると述べている。David Gordon, op. cit., p. 103-104

注7 William B. Quandt, op. cit., p. 54

注8 ベン・ベラの、農本主義的社会主義という考え方は、また、ブーメディエンとの同盟関係の土台の

一つであった。Jérôme Hélie, op. cit., p. 227

注9 この時期には、FLN書記長のヒデルと、ベン・ベラの間の対立が明らかになっていた。

William B. Quandt, op. cit., p. 58

注10 ベン・ベラは、もともと、憲法制定議会での実質的な討議を経ずに、政令によって政治的決定を行うスタイルを取っていた。Ibid., p. 73

注11 植民者がアルジェリアを離れるに当たり、現地責任者が置かれるという例もあった。

Wilfrid Knapp, op. cit., p. 145

注12 David & Marina Ottaway, op. cit., p. 51
フランス政府は、これに対し、事実上の資産収用であると抗議している。宮治一雄、「自主管理農場」, op. cit., p. 203

注13 この運動は、自主管理農場の選挙実施キャンペーンであり、また、都市の労働者による、労働奉仕なども行われた。この時期、また、農場の合併、統合も行われている。

Ibid., p. 193

注14 Ibid., p. 50

注15 収用された農場は、自主管理農場化されたが、60年代を通じて、農民層全般に渡る農地改革はなされず、その結果、アルジェリア国内において、自主管理農場の農民とその他の農民の格差が生じた。農地再配分は、1971年11月の「農業革命」法令によって、初めて実現する。宮地一雄、『アフリカ現代史5』, op. cit., p. 194

注16 宮地一雄、「自主管理農場」, op. cit., p. 195-6

注17 Ibid., p. 193

第3節 フランスの対応

注1 一方、農業従事者は7,771名、第3次産業従事者は、1万7,252名であった。

Bruno Étienne, op. cit., p. 245

注2 エヴィアン協定では、フランスは、8万人の軍隊を、3年間、アルジェリアにおいて維持すること、及びサハラの基地を5年間保持、メルゼルケビルの基地を15年間保持することが認められていたが、フランス軍の撤収は、期限より早く行われた。

David Gordon, op. cit., p. 233

注3 J.A. Laponce, *The Protection of Minorities*, 1960, p. 39-40

注4 Jérôme Hélie, op. cit., p. 191

注5 フーシエの発言「彼らが、土地を持ち続けることは確実に不可能だったんだろう。一せいぜい、そう、15年の移行期間は、あったかもしれないが—そして、あきらめねばならなかつただろう。」Alistair Horne, *A Savage War of Peace*, Macmillan, 1977, p. 547

注6 Guy Pervillé, op. cit., p. 490. また、フランス側は、エヴィアン協定が空分化したこと公に認めることによって、この時期、まだ国有化されていなかった石油に関する権益を損なうことを恐れていた。その意味では、Pervilléのように、『フランス本国の利益（石油と戦略）の為に、アルジェリアのフランス人の利益が犠牲された』という言い方もできる。

David Gordon, op. cit., p. 234

注7 「植民地宗主国が援助を供与しないとすれば、そのことから生じた空白を『脱植民地化のチャンピオン』の仮面をかぶったアメリカ合衆国が埋めてしまう脅威にさらされていた。ヨーロッパ各国がそれ以上に危惧していたのは、民族解放運動を精力的に支援していた社会主義陣営と新興独立国との間に平等を原則とする協力関係が作られる見通しだった。」

F.M. メッテーフ, op. cit., p. 16, 24

注8 フランスは、植民者に対する補償金分として、アルジェリアに対する援助を減額した。また、アルジェリアからの移民労働者に対する規制を設けた。(但し、当時フランスでは、既に外国人労働者自体が問題となっていた。)

Guy Pervillé, op. cit., p. 490/David Gordon, op. cit., p. 224/林, (II) op. cit., p. 72.

注9 フランスは、その植民地帝国時代の版図を、軍事・経済・技術・文化等、様々な面での「協力」によって、影響力圏として維持した。但し、同じ「協力」関係でも、ブラック・アフリカとマグレブでは相違があり、アルジェリアとフランスとの関係は、旧植民地の中で、必ずしも良好とは言えない。J.E.

S.ヘイワード, op. cit., p. 411-421／スタンレイ・ホフマン 政治の芸術家ド・ゴール, 白水社, 1977, p. 212／平林政司, 小田英郎編『アフリカの政治と国際関係』第10章, 勁草書房, 1991, p. 220-29

注10 1962年から69年まで, アルジェリアは, フランスが第3世界の国々に与えた借款のうち平均して22%を受け取っている。Charles-Robert Ageron, *La décolonisation française*, op. cit., p. 159

注11 援助に対する反対が, フランス国内になかった訳ではない。メディアでは, 国内に必要とされている資本が無駄に使われるとして援助反対の論陣が張られ, 援助問題がフランス国内で大きな論争の種となり, また, ド・ゴールの政策に対する不満から, 1963年11月, 対アルジェリア援助の借款を外務省に与える法案は, 上院で否決され, 下院でも, 賛成251, 反対202, 壱権16で辛うじて通過した。

David Gordon, op. cit., p. 231

注12 アルジェリアの1964年の予算の約90%は, 外国からの援助によって占められていた。

David Gordon, op. cit., p. 224

注13 Alistair Horne, op. cit., p. 540

注14 David Gordon, op. cit., p. 225

注15 Ibid., p. 234

注16 宮治一雄, 『アフリカ現代史V』, op. cit., p. 193

注17 Guy Pervillé, op. cit., p. 488

注18 Wilfrid Knapp, op. cit., p. 52

注19 林瑞枝(II), op. cit., p. 63

注20 フランスに引き揚げた植民者は, ル・ペンの主要な支持層の一角となっている。

ベネディクト・アンダーソン, 「遠隔地ナショナリズムの出現」, 『世界』第586号, 1993, p. 187